

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 令和元年7月31日

【発行者名】 シーエス（ケイマン）リミテッド
（CS (Cayman) Limited）

【代表者の役職氏名】 授權署名者 レオン・ルール
（Leon Rhule, Authorized Signatory）

【本店の所在の場所】 ケイマン諸島、KY1-9005、グランド・ケイマン、ジョージタウン、
エルジン・アベニュー190、インタートラスト・コーポレート・
サービシズ（ケイマン）リミテッド
（Intertrust Corporate Services (Cayman) Limited, 190 Elgin
Avenue, George Town, Grand Cayman KY1-9005, Cayman Islands）

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 三浦 健
同 廣本 文晴

【代理人の住所又は所在地】 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング
森・濱田松本法律事務所

【事務連絡者氏名】 弁護士 三浦 健
同 廣本 文晴

【連絡場所】 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング
森・濱田松本法律事務所

【電話番号】 03（6212）8316

【届出の対象とした募集（売出）】 外国投資信託受益証券に係るファンドの名称】
みずほ GS インベストメント・ユニット・トラスト - みずほ GS
ハイブリッド証券ファンド
（Mizuho GS Investment Unit Trust - Mizuho GS Hybrid
Securities Fund）
—米ドルクラス（毎月分配型） （USD Distribution Class）
—米ドルクラス（無分配型） （USD Accumulation Class）
—豪ドルクラス（毎月分配型） （AUD Distribution Class）
—豪ドルクラス（無分配型） （AUD Accumulation Class）
—ユーロクラス（毎月分配型） （EUR Distribution Class）
—英ポンドクラス（毎月分配型） （GBP Distribution Class）

【届出の対象とした募集（売出）外国投資信託受益証券の金額】

米ドルクラス（毎月分配型）受益証券：

30億米ドル（約3,326億円）を上限とする。

米ドルクラス（無分配型）受益証券：

30億米ドル（約3,326億円）を上限とする。

豪ドルクラス（毎月分配型）受益証券：

30億豪ドル（約2,380億円）を上限とする。

豪ドルクラス（無分配型）受益証券：

30億豪ドル（約2,380億円）を上限とする。

ユーロクラス（毎月分配型）受益証券：

30億ユーロ（約3,783億円）を上限とする。

英ポンドクラス（毎月分配型）受益証券：

30億英ポンド（約4,430億円）を上限とする。

（注1）米ドルクラス（毎月分配型）受益証券および米ドルクラス

（無分配型）受益証券（以下「**米ドルクラス受益証券**」と

総称する。）は米ドル建て、豪ドルクラス（毎月分配型）

受益証券および豪ドルクラス（無分配型）受益証券（以下

「**豪ドルクラス受益証券**」と総称する。）は豪ドル建て、

ユーロクラス（毎月分配型）受益証券はユーロ建て、英ポ

ンドクラス（毎月分配型）受益証券は英ポンド建てとす

る。米ドル、豪ドル、ユーロおよび英ポンドを、個別にま

たは総称して「**クラス通貨**」といい、米ドルクラス受益証

券のクラス通貨は米ドルとし、豪ドルクラス受益証券のク

ラス通貨は豪ドルとし、ユーロクラス（毎月分配型）受益

証券のクラス通貨はユーロとし、英ポンドクラス（毎月分

配型）受益証券のクラス通貨は英ポンドとする。また、豪

ドルクラス受益証券、ユーロクラス（毎月分配型）受益証

券および英ポンドクラス（毎月分配型）受益証券を、個別

にまたは総称して「**為替取引付受益証券**」、為替取引付受

益証券に関連して、豪ドル、ユーロおよび英ポンドを、個

別にまたは総称して「**クラス参照通貨**」ということがあ

る。

（注2）各外国通貨の円貨換算は、別段の記載がない限り、便宜

上、2019年2月28日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧

客電信売買相場の仲値である、1米ドル＝110.87円、1豪

ドル＝79.34円、1ユーロ＝126.09円および1英ポンド＝

147.65円による。

（注3）本書の中で金額および比率を表示する場合、四捨五入して

ある。したがって、合計の数字が一致しない場合がある。

また、円貨への換算は、本書中でそれに対応する数字につ

き所定の換算率で単純計算のうえ、必要な場合四捨五入し

てある。したがって、本書中の同一情報につき異なった円

貨表示がなされている場合もある。以下同じ。

【縦覧に供する場所】

該当事項なし。

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

本日、半期報告書を提出いたしましたので、2019年4月26日に提出した有価証券届出書（以下「原届出書」といいます。）の関係情報を新たな情報により追加・訂正するため、また英ポンドクラス（毎月分配型）受益証券は2019年10月8日をもって募集を停止するため、これに関連する記載を訂正するため、およびその他原届出書の記載を一部更新するため、本訂正届出書を提出するものです。

なお、本訂正届出書の記載事項のうち外貨数字の円換算については、直近の為替レートを用いておりますので、訂正前の換算レートとは異なっております。

2【訂正の内容】

(1) 半期報告書の提出に伴う訂正

半期報告書を提出したことによる原届出書の訂正内容は、下記のとおりです。

原届出書の下記事項については、半期報告書の記載内容と同一内容に更新または追加されます。

原届出書		半期報告書		訂正の方法
第二部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 1 ファンドの性格 (3) ファンドの仕組み ③ 管理会社の概況	(iii) 資本金の額	4 管理会社の概況	(1) 資本金の額	更新
第1 ファンドの状況 5 運用状況	(1) 投資状況	1 ファンドの運用状況	(1) 投資状況	更新
	(3) 運用実績		(2) 運用実績	追加・更新
	(4) 販売及び買戻しの実績	2 販売及び買戻しの実績		追加
第3 ファンドの経理状況 1 財務諸表		3 ファンドの経理状況		追加
第三部 特別情報 第1 管理会社の概況 1 管理会社の概況	(1) 資本金の額	4 管理会社の概況	(1) 資本金の額	更新
2 事業の内容及び営業の概況			(2) 事業の内容及び営業の状況	更新
3 管理会社の経理状況		5 管理会社の経理の概況		更新

*半期報告書の記載内容は、以下のとおりです。

[次へ](#)

1 ファンドの運用状況

みずほGSインベストメント・ユニット・トラスト（以下「マスター・トラスト」という。）のサブ・トラストであるみずほGSハイブリッド証券ファンド（以下「トラスト」という。）の運用状況は、以下のとおりである。

（１）投資状況

＜トラストの投資状況＞

（2019年5月末日現在）

資産の種類	国名	時価合計 (米ドル)	投資比率 (%)
投資信託	ケイマン諸島	242,668,649.96	101.84
	アイルランド	289,980.00	0.12
小 計		242,958,629.96	101.96
現金およびその他の純資産（負債控除後）		－4,675,548.85	－1.96
合 計（純資産価額）		238,283,081.11 (約26,059百万円)	100.00

（注１）上記投資比率とはトラストの純資産価額に対する当該資産の時価の比率をいう。

（注２）各外国通貨の円貨換算は、別段の記載がない限り、便宜上、2019年5月31日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値である、1米ドル＝109.36円、1豪ドル＝75.52円、1ユーロ＝121.74円および1英ポンド＝137.82円による。

（注３）本書の中で金額および比率を表示する場合、四捨五入してある。したがって、合計の数字が一致しない場合がある。また、円貨への換算は、本書中でそれに対応する数字につき所定の換算率で単純計算のうえ、必要な場合四捨五入してある。したがって、本書中の同一情報につき異なった円貨表示がなされている場合もある。以下同じ。

＜マスター・ファンドの投資状況＞

マスター・ファンドであるグローバル・サブオーディネイティド・デット・セキュリティーズ・サブ・トラスト（Global Subordinated Debt Securities Sub-Trust）の投資状況は次のとおりである。

（2019年5月末日現在）

資産の種類	国名	時価合計 (米ドル)	投資比率 (%)
確定利付債券	フランス	106,241,669.59	20.37
	米国	100,141,978.48	19.20
	イギリス	87,073,942.55	16.69
	オランダ	54,187,381.08	10.39
	スペイン	23,909,327.32	4.58
	オーストラリア	19,786,064.10	3.79
	イタリア	19,204,819.21	3.68
	ドイツ	10,297,107.05	1.97
	スイス	10,195,520.90	1.95
	オーストリア	9,378,986.28	1.80
	ケイマン諸島	8,455,588.80	1.62
	日本	7,486,722.30	1.44
	デンマーク	6,900,031.67	1.32
	カナダ	6,772,440.30	1.30
	アイルランド	6,700,824.90	1.28
	ベルギー	6,542,979.23	1.25
	ノルウェー	3,661,330.80	0.70
	メキシコ	3,561,208.00	0.68
	フィンランド	1,367,248.40	0.26
投資信託	アイルランド	3,548,604.00	0.68
小 計		495,413,774.96	94.97
現金およびその他の純資産（負債控除後）		26,227,969.26	5.03
合 計(純資産価額)		521,641,744.22 (約57,047百万円)	100.00

（注）上記投資比率とはマスター・ファンドの純資産価額に対する当該資産の時価の比率をいう。

(2) 運用実績

① 純資産の推移

トラストの2019年5月末日前1年間における各月末の純資産の推移は次のとおりである。

	純資産価額		クラス	1口当たり純資産価格	
	米ドル	円		各クラス参照通貨	円
2018年6月末日	272,457,005.90	29,795,898,165	米ドルクラス（毎月分配型）	85.56 米ドル	9,357
			米ドルクラス（無分配型）	135.44 米ドル	14,812
			豪ドルクラス（毎月分配型）	82.00 豪ドル	6,193
			豪ドルクラス（無分配型）	164.99 豪ドル	12,460
			ユーロクラス（毎月分配型）	82.16 ユーロ	10,002
			英ポンドクラス（毎月分配型）	85.68 英ポンド	11,808
7月末日	266,795,955.32	29,176,805,674	米ドルクラス（毎月分配型）	86.18 米ドル	9,425
			米ドルクラス（無分配型）	137.14 米ドル	14,998
			豪ドルクラス（毎月分配型）	82.48 豪ドル	6,229
			豪ドルクラス（無分配型）	167.05 豪ドル	12,616
			ユーロクラス（毎月分配型）	82.55 ユーロ	10,050
			英ポンドクラス（毎月分配型）	86.19 英ポンド	11,879
8月末日	256,316,628.40	28,030,786,482	米ドルクラス（毎月分配型）	85.85 米ドル	9,389
			米ドルクラス（無分配型）	137.34 米ドル	15,020
			豪ドルクラス（毎月分配型）	82.01 豪ドル	6,193
			豪ドルクラス（無分配型）	167.22 豪ドル	12,628
			ユーロクラス（毎月分配型）	81.98 ユーロ	9,980
			英ポンドクラス（毎月分配型）	85.74 英ポンド	11,817
9月末日	250,102,431.33	27,351,201,890	米ドルクラス（毎月分配型）	85.20 米ドル	9,317
			米ドルクラス（無分配型）	137.01 米ドル	14,983
			豪ドルクラス（毎月分配型）	81.27 豪ドル	6,138
			豪ドルクラス（無分配型）	166.83 豪ドル	12,599
			ユーロクラス（毎月分配型）	81.17 ユーロ	9,882
			英ポンドクラス（毎月分配型）	84.99 英ポンド	11,713
10月末日	241,002,863.75	26,356,073,180	米ドルクラス（毎月分配型）	83.92 米ドル	9,177
			米ドルクラス（無分配型）	135.68 米ドル	14,838
			豪ドルクラス（毎月分配型）	79.91 豪ドル	6,035
			豪ドルクラス（無分配型）	165.16 豪ドル	12,473
			ユーロクラス（毎月分配型）	79.73 ユーロ	9,706
			英ポンドクラス（毎月分配型）	83.60 英ポンド	11,522
11月末日	236,052,051.88	25,814,652,394	米ドルクラス（毎月分配型）	82.71 米ドル	9,045
			米ドルクラス（無分配型）	134.45 米ドル	14,703
			豪ドルクラス（毎月分配型）	78.63 豪ドル	5,938
			豪ドルクラス（無分配型）	163.65 豪ドル	12,359
			ユーロクラス（毎月分配型）	78.33 ユーロ	9,536
			英ポンドクラス（毎月分配型）	82.25 英ポンド	11,336
12月末日	229,219,751.87	25,067,472,065	米ドルクラス（毎月分配型）	82.78 米ドル	9,053
			米ドルクラス（無分配型）	135.30 米ドル	14,796
			豪ドルクラス（毎月分配型）	78.52 豪ドル	5,930
			豪ドルクラス（無分配型）	164.58 豪ドル	12,429
			ユーロクラス（毎月分配型）	78.14 ユーロ	9,513
			英ポンドクラス（毎月分配型）	82.17 英ポンド	11,325

	純資産価額			1口当たり純資産価格	
	米ドル	円		各クラス参照通貨	円
2019年1月末日	237,594,406.19	25,983,324,261	米ドルクラス（毎月分配型）	85.00 米ドル	9,296
			米ドルクラス（無分配型）	139.67 米ドル	15,274
			豪ドルクラス（毎月分配型）	80.43 豪ドル	6,074
			豪ドルクラス（無分配型）	169.75 豪ドル	12,820
			ユーロクラス（毎月分配型）	79.95 ユーロ	9,733
			英ポンドクラス(毎月分配型)	84.19 英ポンド	11,603
2月末日	233,407,392.82	25,525,432,479	米ドルクラス（毎月分配型）	85.20 米ドル	9,317
			米ドルクラス（無分配型）	140.74 米ドル	15,391
			豪ドルクラス（毎月分配型）	80.48 豪ドル	6,078
			豪ドルクラス（無分配型）	171.02 豪ドル	12,915
			ユーロクラス（毎月分配型）	79.92 ユーロ	9,729
			英ポンドクラス(毎月分配型)	84.25 英ポンド	11,611
3月末日	236,443,313.09	25,857,440,720	米ドルクラス（毎月分配型）	86.29 米ドル	9,437
			米ドルクラス（無分配型）	143.30 米ドル	15,671
			豪ドルクラス（毎月分配型）	81.35 豪ドル	6,144
			豪ドルクラス（無分配型）	174.05 豪ドル	13,144
			ユーロクラス（毎月分配型）	80.72 ユーロ	9,827
			英ポンドクラス(毎月分配型)	85.22 英ポンド	11,745
4月末日	237,595,877.21	25,983,485,132	米ドルクラス（毎月分配型）	86.86 米ドル	9,499
			米ドルクラス（無分配型）	145.01 米ドル	15,858
			豪ドルクラス（毎月分配型）	81.75 豪ドル	6,174
			豪ドルクラス（無分配型）	176.10 豪ドル	13,299
			ユーロクラス（毎月分配型）	81.03 ユーロ	9,865
			英ポンドクラス(毎月分配型)	85.67 英ポンド	11,807
5月末日	238,283,081.11	26,058,637,750	米ドルクラス（毎月分配型）	86.56 米ドル	9,466
			米ドルクラス（無分配型）	145.25 米ドル	15,885
			豪ドルクラス（毎月分配型）	81.28 豪ドル	6,138
			豪ドルクラス（無分配型）	176.28 豪ドル	13,313
			ユーロクラス（毎月分配型）	80.48 ユーロ	9,798
			英ポンドクラス(毎月分配型)	85.22 英ポンド	11,745

（注）本表には、取引を取引日翌日に反映するという原則に基づく数値が記載されており、取引日現在の処理に基づき作成される財務書類と比較した場合、数値が異なる場合がある。財務書類は取引日当日の取引を含むが、本表中に記載される数値は1日の遅れがあり計算期間の最終営業日当日に発生した取引を含んでいない。

② 分配の推移

米ドルクラス（毎月分配型）

	1口当たりの分配金	
	米ドル	日本円
2018年6月	0.45	49
7月	0.45	49
8月	0.45	49
9月	0.45	49
10月	0.45	49
11月	0.45	49
12月	0.45	49
2019年1月	0.45	49
2月	0.45	49
3月	0.45	49
4月	0.45	49
5月	0.45	49

豪ドルクラス（毎月分配型）

	1口当たりの分配金	
	豪ドル	日本円
2018年6月	0.70	53
7月	0.55	42
8月	0.55	42
9月	0.55	42
10月	0.55	42
11月	0.55	42
12月	0.55	42
2019年1月	0.55	42
2月	0.55	42
3月	0.55	42
4月	0.55	42
5月	0.55	42

ユーロクラス（毎月分配型）

	1口当たりの分配金	
	ユーロ	日本円
2018年6月	0.45	55
7月	0.45	55
8月	0.45	55
9月	0.45	55
10月	0.45	55
11月	0.45	55
12月	0.45	55
2019年1月	0.45	55
2月	0.45	55
3月	0.45	55
4月	0.45	55
5月	0.45	55

英ポンドクラス（毎月分配型）

	1口当たりの分配金	
	英ポンド	日本円
2018年6月	0.45	62
7月	0.45	62
8月	0.45	62
9月	0.45	62
10月	0.45	62
11月	0.45	62
12月	0.45	62
2019年1月	0.45	62
2月	0.45	62
3月	0.45	62
4月	0.45	62
5月	0.45	62

米ドルクラス（無分配型）および豪ドルクラス（無分配型）については、該当なし。

③ 収益率の推移

2019年5月末日前1年間における収益率は次のとおりである。

クラス	収益率（注）
米ドルクラス（毎月分配型）	6.35%
米ドルクラス（無分配型）	6.66%
豪ドルクラス（毎月分配型）	5.83%
豪ドルクラス（無分配型）	6.23%
ユーロクラス（毎月分配型）	3.18%
英ポンドクラス（毎月分配型）	4.49%

（注）収益率（％）＝ $100 \times (a - b) / b$

a＝2019年5月末日現在の受益証券1口当たり純資産価格（当計算期間の分配金の合計額を加えた額）

b＝2018年5月末日現在の受益証券1口当たり純資産価格（分配落の額）

2 販売及び買戻しの実績

2019年5月末日前1年間における販売および買戻しの実績ならびに2019年5月末日現在の発行済口数は次のとおりである。

米ドルクラス（毎月分配型）

販売口数	買戻口数	発行済口数
32,743	175,541	734,424
(32,743)	(175,541)	(734,424)

米ドルクラス（無分配型）

販売口数	買戻口数	発行済口数
38,324	45,398	234,099
(38,324)	(45,398)	(234,099)

豪ドルクラス（毎月分配型）

販売口数	買戻口数	発行済口数
95,240	451,231	1,592,069
(95,240)	(451,231)	(1,592,069)

豪ドルクラス（無分配型）

販売口数	買戻口数	発行済口数
92,432	95,401	306,017
(92,432)	(95,401)	(306,017)

ユーロクラス（毎月分配型）

販売口数	買戻口数	発行済口数
3,945	4,080	144,569
(3,945)	(4,080)	(144,569)

英ポンドクラス（毎月分配型）

販売口数	買戻口数	発行済口数
0	1,058	6,620
(0)	(1,058)	(6,620)

（注）（ ）内の数字は本邦内における販売・買戻しおよび発行済口数である。

＜参考資料＞

投資有価証券の主要銘柄（2019年5月末日現在）

銘柄名		グローバル・サブオーディネイティド・デット・セキュリティーズ・サブ・トラスト
国名		ケイマン諸島
種類		投資信託
数量		1,509,508.895
簿価(米ドル)	総額	223,964,386.72
	単価	148.37
時価(米ドル)	総額	242,668,649.96
	単価	160.76
投資比率(%)		101.84

●上記投資比率とはトラストの純資産価額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

実質的な上位銘柄（2019年5月末日現在）

（債券および優先証券）

	銘柄名	投資比率(%)
1	CREDIT AGRICOL 4.375% 03/17/25	2.67
2	ABN AMRO BANK NV V/R 03/27/28	2.35
3	BNP PARIB 2.875% 10/01/26/EUR/	2.06
4	BPCE SA 5.7% 10/22/23	1.82
5	BANCO SANT 3.25% 04/04/26/EUR/	1.79
6	BARCLAYS PLC 5.2% 05/12/26	1.73
7	ROYAL BK SCOTLND G 6% 12/19/23	1.68
8	BNP PARIBAS 4.375% 05/12/26	1.64
9	BANK OF AMERIC 4.183% 11/25/27	1.63
10	SOCIETE GENERAL 4.25% 08/19/26	1.62

●マスター・ファンドであるグローバル・サブオーディネイティド・デット・セキュリティーズ・サブ・トラストへの投資を通じた実質的な組入上位10銘柄です。

●上記投資比率とはマスター・ファンドの純資産価額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

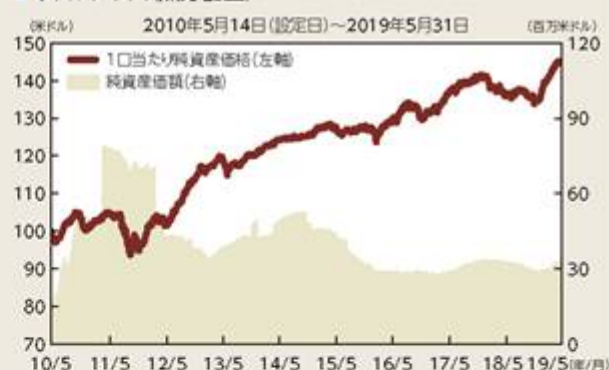
純資産価額および1口当たりの純資産価格の推移（2019年5月末日現在）

●1口当たり分配金込み純資産価格とは、1口当たりの純資産価格と、分配があった場合における分配金（税引前）とを合計した金額です。

■米ドルクラス（毎月分配型）



■米ドルクラス（無分配型）

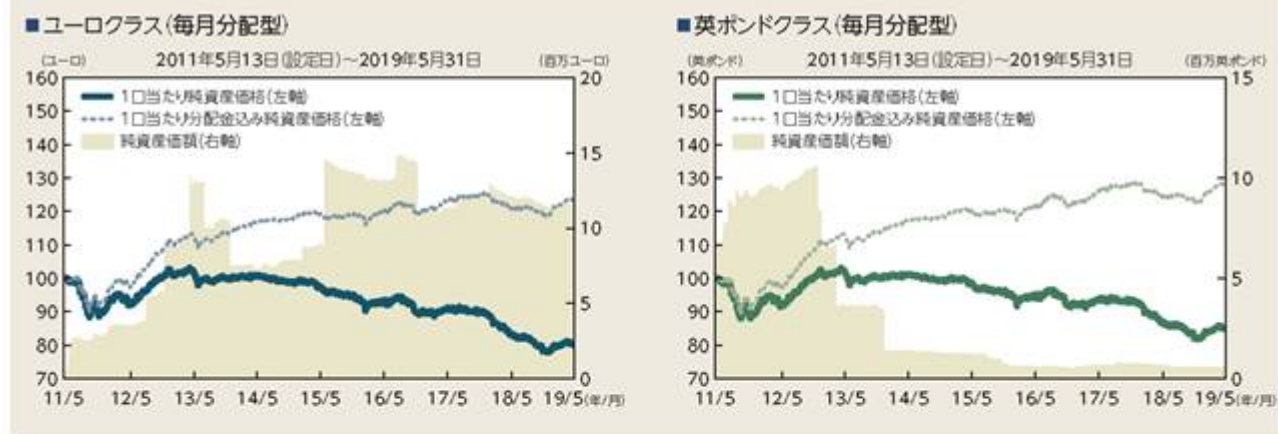


■豪ドルクラス（毎月分配型）



■豪ドルクラス（無分配型）



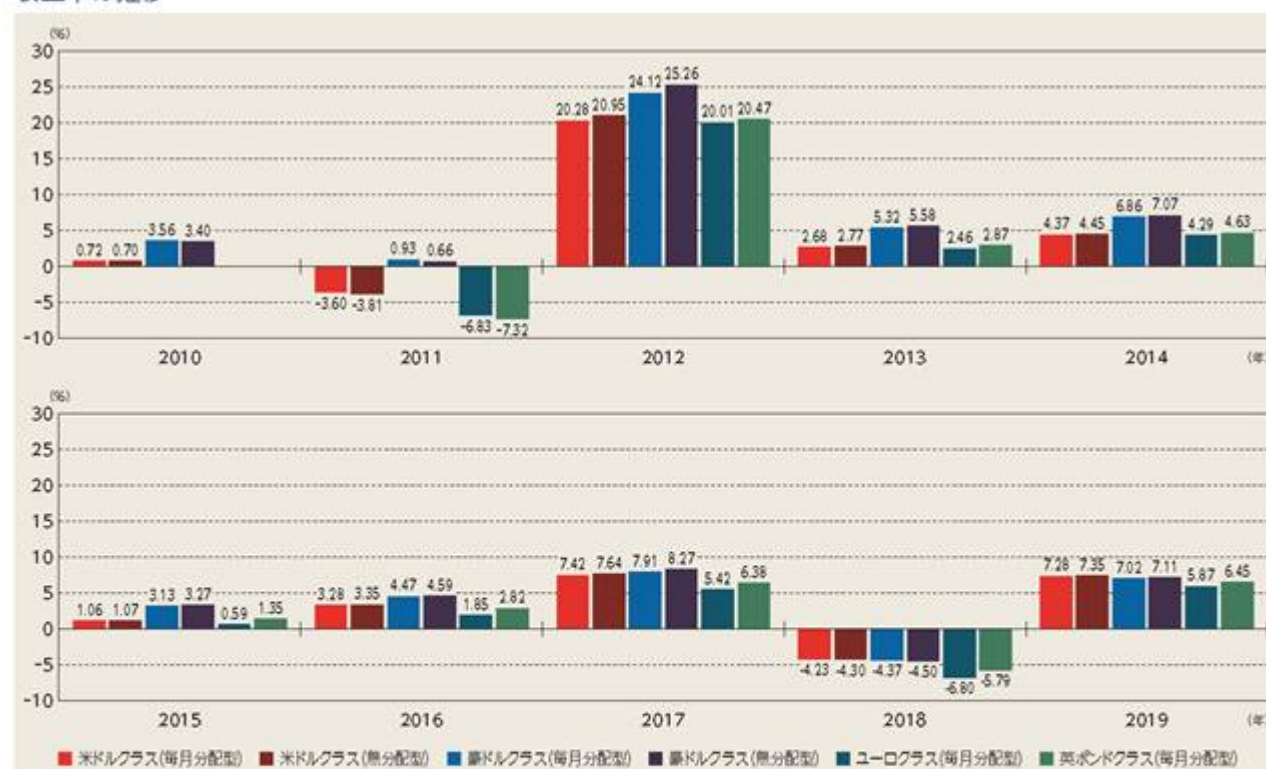


分配の推移 (1口当たり、税引前、2019年5月末日現在)

●運用状況によっては、分配金の金額が変わる場合、あるいは分配金が支払われない場合があります。

通貨クラス (表示通貨)	第1会計年度	第2会計年度	第3会計年度	第4会計年度	第5会計年度	第6会計年度	第7会計年度	第8会計年度	第9会計年度	直近1年累計	設定来累計
米ドルクラス(毎月分配型) (米ドル)	2.25	5.40	5.40	5.40	5.40	5.40	5.40	5.40	5.40	5.40	48.60
豪ドルクラス(毎月分配型) (豪ドル)	3.50	8.40	8.40	8.40	8.40	8.40	8.40	8.40	7.80	6.75	73.95
ユーロクラス(毎月分配型) (ユーロ)	—	2.25	5.40	5.40	5.40	5.40	5.40	5.40	5.40	5.40	43.20
英ボンドクラス(毎月分配型) (英ポンド)	—	2.25	5.40	5.40	5.40	5.40	5.40	5.40	5.40	5.40	43.20

収益率の推移



●米ドルクラス(毎月分配型)、米ドルクラス(無分配型)、豪ドルクラス(毎月分配型)および豪ドルクラス(無分配型)については、2010年は設定日(5月14日)から年末まで、2019年は1月から5月末までの収益率を表示しています。

●ユーロクラス(毎月分配型)および英ボンドクラス(毎月分配型)については、2011年は設定日(5月13日)から年末まで、2019年は1月から5月末までの収益率を表示しています。

●収益率は、年末(2019年については5月末)の1口当たり純資産価格に分配金(税引前)を加えて算出しています。

●本トラストにベンチマークはありませんので、トラスト設定日前の年間収益率については記載していません。

運用実績の記載に係る注記事項

トラストの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を保証または示唆するものではありません。

[次へ](#)

3 ファンドの経理状況

- a. ファンドの日本語の中間財務書類は、国際財務報告基準に準拠して作成された原文の中間財務書類を日本語に翻訳したものである。（ただし、円換算部分を除く。）これは「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第76条第4項ただし書の規定の適用によるものである。
- b. ファンドの原文の中間財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいう。）の監査を受けていない。
- c. ファンドの原文の中間財務書類は、米ドルで表示されている。日本語の財務書類には、主要な金額について2019年5月31日現在における株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1米ドル＝109.36円）で換算された円換算額が併記されている。なお、千円未満の金額は四捨五入されている。円換算額は、四捨五入のため合計欄の数値が総数と一致しない場合がある。

[次へ](#)

（１）資産及び負債の状況

みずほ GS ハイブリッド証券ファンド

財政状態計算書（無監査）

2019年4月30日現在

		2019年4月30日		2018年10月31日	
	注記	米ドル	千円	米ドル	千円
資産					
流動資産					
損益を通じて公正価値で測定する金融資産	3 (c) , 4	240,083,642	26,255,547	242,216,049	26,488,747
未収金：					
配当金		148	16	—	—
投資売却	2	323,501	35,378	836,020	91,427
受益証券販売	3 (f) , 8	2,272,714	248,544	486,388	53,191
費用払戻し		51,773	5,662	80,347	8,787
現金および現金等価物	3 (d) ,12	1,001	109	591	65
資産合計		242,732,779	26,545,257	243,619,395	26,642,217
負債					
流動負債					
損益を通じて公正価値で測定する金融負債	3 (c) , 4	1,885,291	206,175	1,094,399	119,683
銀行に対する債務		2,037	223	65,046	7,113
未払金：					
受益証券買戻し	3 (f) , 8	204,422	22,356	596,042	65,183
投資購入	2	2,291,347	250,582	456,678	49,942
販売報酬	7 (d)	343,175	37,530	248,814	27,210
代行協会員報酬	7 (f)	153,678	16,806	41,403	4,528
監査報酬		67,119	7,340	67,275	7,357
投資運用報酬	7 (a)	57,196	6,255	41,469	4,535
弁護士報酬		26,066	2,851	—	—
保管報酬	7 (c)	23,610	2,582	41,055	4,490
印刷費用		21,371	2,337	—	—
名義書換事務代行報酬	7 (e)	11,877	1,299	5,129	561
管理報酬	7 (b)	8,002	875	33,263	3,638
管理事務代行報酬	7 (c)	5,683	621	11,893	1,301
受託報酬	7 (c)	2,460	269	5,000	547
その他の報酬		32,733	3,580	10,822	1,183
負債合計（買戻可能参加受益証券保有者に帰属する純資産を除く）		5,136,067	561,680	2,718,288	297,272
買戻可能参加受益証券保有者に帰属する純資産		237,596,712	25,983,576	240,901,107	26,344,945

添付の注記は、本財務書類と不可分なものである。

みずほ GS ハイブリッド証券ファンド

包括利益計算書（無監査）

2018年11月1日から2019年4月30日までの期間

		2019年4月30日		2018年4月30日	
	注記	米ドル	千円	米ドル	千円
収益					
受取利息	3 (b)	—	—	316	35
受取配当金	3 (b)	1,095	120	1,418	155
損益を通じて公正価値で測定する金融資産および金融負債に係る実現純利益／（損失）：					
投資		3,305,745	361,516	6,255,913	684,147
為替契約		(610,417)	(66,755)	(1,670,698)	(182,708)
損益を通じて公正価値で測定する金融資産および金融負債に係る未実現利益／（損失）の純変動：					
投資		13,374,631	1,462,650	(11,967,865)	(1,308,806)
為替契約		(773,459)	(84,585)	261,942	28,646
純収益／（損失）		15,297,595	1,672,945	(7,118,974)	(778,531)
運用費用					
販売報酬	7 (d)	697,820	76,314	921,484	100,773
代行協会員報酬	7 (f)	232,606	25,438	307,158	33,591
投資運用報酬	7 (a)	116,303	12,719	153,580	16,796
監査報酬		60,012	6,563	28,908	3,161
弁護士報酬		31,442	3,438	23,332	2,552
印刷費用		21,723	2,376	2,386	261
管理報酬	7 (b)	15,839	1,732	20,332	2,224
管理事務代行報酬	7 (c)	12,540	1,371	12,397	1,356
保管報酬	7 (c)	10,777	1,179	10,532	1,152
受託報酬	7 (c)	4,959	542	4,959	542
名義書換事務代行報酬	7 (e)	1,454	159	1,209	132
支払利息	3 (b)	443	48	—	—
その他の費用		28,365	3,102	11,932	1,305
運用費用純額		1,234,283	134,981	1,498,209	163,844
運用による純利益／（損失）		14,063,312	1,537,964	(8,617,183)	(942,375)
財務費用：					
参加受益証券保有者に対する分配金	3 (g), 10	6,411,887	701,204	9,598,689	1,049,713
運用による買戻可能参加受益証券保有者に帰属する純資産の変動額					
		7,651,425	836,760	(18,215,872)	(1,992,088)

添付の注記は、本財務書類と不可分なものである。

みずほ GS ハイブリッド証券ファンド
買戻可能参加受益証券保有者に帰属する純資産変動計算書（無監査）
2018年11月1日から2019年4月30日までの期間

	注記	2019年4月30日		2018年10月31日	
		米ドル	千円	米ドル	千円
期首における買戻可能参加受益証券保有者に帰属する純資産		240,901,107	26,344,945	318,177,908	34,795,936
買戻可能参加受益証券の発行による受取額合計	8	15,445,658	1,689,137	26,889,890	2,940,678
買戻可能参加受益証券の買戻による支払額合計	8	(26,401,478)	(2,887,266)	(63,993,327)	(6,998,310)
運用による買戻可能参加受益証券保有者に帰属する純資産の変動額		7,651,425	836,760	(40,173,364)	(4,393,359)
期末における買戻可能参加受益証券保有者に帰属する純資産		237,596,712	25,983,576	240,901,107	26,344,945

添付の注記は、本財務書類と不可分なものである。

みずほ GS ハイブリッド証券ファンド

キャッシュ・フロー計算書（無監査）

2018年11月1日から2019年4月30日までの期間

		2019年4月30日		2018年4月30日	
	注記	米ドル	千円	米ドル	千円
運用活動によるキャッシュ・フロー					
運用による買戻可能参加受益証券保有者に帰属する純資産の変動額		7,651,425	836,760	(18,215,872)	(1,992,088)
調整：					
現金に係る為替差益／（損）		(3,449)	(377)	894	98
参加受益証券保有者に対する分配金	3 (g), 10	6,411,887	701,204	9,598,689	1,049,713
受取利息		—	—	(316)	(35)
受取配当金		(1,095)	(120)	(1,418)	(155)
支払利息		443	48	—	—
合計		14,059,211	1,537,515	(8,618,023)	(942,467)
運用資産の純（増加）／減少額：					
未収金：					
投資売却	2	512,519	56,049	(26,646)	(2,914)
費用払戻し		28,574	3,125	(23,903)	(2,614)
損益を通じて公正価値で測定する金融資産		2,132,407	233,200	25,192,802	2,755,085
運用負債の純増加／（減少）額：					
銀行に対する債務		(63,009)	(6,891)	(293)	(32)
未払金：					
投資購入	2	1,834,669	200,639	(1,543,524)	(168,800)
代行協会員報酬	7 (f)	112,275	12,278	(6,540)	(715)
販売報酬	7 (d)	94,361	10,319	122,141	13,357
弁護士報酬		26,066	2,851	20,935	2,289
印刷費用		21,371	2,337	1,214	133
投資運用報酬	7 (a)	15,727	1,720	20,356	2,226
名義書換事務代行報酬	7 (e)	6,748	738	8,603	941
監査報酬		(156)	(17)	(31,261)	(3,419)
受託報酬	7 (c)	(2,540)	(278)	(41)	(4)
管理事務代行報酬	7 (c)	(6,210)	(679)	(103)	(11)
保管報酬	7 (c)	(17,445)	(1,908)	1,488	163
管理報酬	7 (b)	(25,261)	(2,763)	(16,139)	(1,765)
その他の報酬		21,911	2,396	(4,650)	(509)
損益を通じて公正価値で測定する金融負債		790,892	86,492	(612,146)	(66,944)
運用活動により生じた／（使用した）現金額		19,542,110	2,137,125	14,484,270	1,584,000
利息の受取額		—	—	316	35
配当金の受取額		947	104	1,356	148
利息の支払額		(443)	(48)	—	—
運用活動により生じた／（使用した）現金純額		19,542,614	2,137,180	14,485,942	1,584,183
財務活動によるキャッシュ・フロー：					
買戻可能参加受益証券の発行による受取額	8	13,659,332	1,493,785	23,538,497	2,574,170
買戻可能参加受益証券の買戻しによる支払額	8	(26,793,098)	(2,930,093)	(28,424,656)	(3,108,520)
参加受益証券保有者に対する分配金		(6,411,887)	(701,204)	(9,598,689)	(1,049,713)
財務活動により生じた／（使用した）現金純額		(19,545,653)	(2,137,513)	(14,484,848)	(1,584,063)
現金に係る為替差益／（損）		3,449	377	(894)	(98)
現金の純増加／（減少）		410	45	200	22
期首における現金および現金等価物		591	65	1,001	109
期末における現金および現金等価物		1,001	109	1,201	131

添付の注記は、本財務書類と不可分なものである。

[次へ](#)

みずほ GS ハイブリッド証券ファンド

財務書類に対する注記（無監査）

2019年4月30日終了期間

1. 組織

みずほ GS ハイブリッド証券ファンド（以下「トラスト」という。）は、ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・トラスト・カンパニー（ケイマン）リミテッド（その役割により、以下「受託会社」という。）とシーエス（ケイマン）リミテッド（その役割により、以下「管理会社」という。）との間の、2010年4月16日付信託証書によって設立されたケイマン諸島のユニット・トラストである、みずほ GS インベストメント・ユニット・トラスト（以下「マスター・トラスト」という。）の個別のサブ・トラストである。トラストは、「マスター・フィーダー」構造の一部として設定されている。

2018年8月1日付で、トラストとゴールドマン・サックス・グループ・インク（以下「ゴールドマン・サックス」という。）の関連会社であるゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・エル・ピー（以下「GSAM」という。）は、投資顧問契約（以下「投資顧問契約」という。）に従いトラストの投資顧問会社として従事している。2018年8月1日より前は、ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・インターナショナル（以下「GSAMI」という。）がトラストの投資顧問会社として従事していた。管理会社と協議の上、GSAMIは関係会社であるGSAMに投資顧問契約に基づく権利および義務を移転した。投資顧問会社は、その投資に関連するトラストの日々の運用状況を監督し、モニターする責任を負う。投資顧問会社は、マスター・インターカンパニー・サブ・アドバイザリー・アグリーメント（Master Intercompany Sub-Advisory Agreement）およびマスター・インターカンパニー・サブ・アドバイザリー・アンド・パーティシパティンク・アフィリエート・サービシズ・アグリーメント（Master Intercompany Sub-Advisory and Participating Affiliate Services Agreement）（以下総称して「副投資顧問契約」という。）、それぞれに従い、GSAMIおよびゴールドマン・サックスの関係会社であるゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社（以下「GSAMジャパン」という。）を副投資顧問会社に任命している。副投資顧問契約に基づき、GSAMIおよびGSAMジャパンは、トラストに継続的かつ専門的な投資アドバイスを提供し、トラストに代わってすべての取引を実行・管理している。

販売されるトラストの受益証券（以下「受益証券」という。）は、非米国人に対してのみ募集される。受益証券は、米国、米国の領土または所有地において、あるいは米国人に対しては販売のための募集は行われておらず、またその予定もない。受益証券を米国人に譲渡する、あるいは米国人の利益のために保有することはできない。

トラストは以下の日に運用を開始した。

受益証券のクラス	運用開始日
豪ドルクラス（無分配型）	2010年5月14日
豪ドルクラス（毎月分配型）	2010年5月14日
米ドルクラス（無分配型）	2010年5月14日
米ドルクラス（毎月分配型）	2010年5月14日
ユーロクラス（毎月分配型）	2011年5月13日
英ポンドクラス（毎月分配型）	2011年5月13日

財務書類は、トラストの機能通貨および表示通貨である米ドル（「アメリカ合衆国ドル」）で表示されている。投資顧問会社は、当該通貨が、トラストの対象となる取引、事象および状況についての経済的な影響を最も正確に表していると思料する。

2. 投資目的

トラストの投資目的は、配当等収益および値上がり益からなる長期トータル・リターンを受益者に提供することである。トラストは、ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・エル・ピー（以下「GSAM」という。）が管理しているケイマン諸島のユニット・トラストであるゴールドマン・サックス・インベストメント・ユニット・トラストの個別のサブ・トラストであるグローバル・サブオーディネイティド・デット・セキュリティーズ・サブ・トラスト（以下「マスター・ファンド」という。）の米ドル建てクラス受益証券にすべて、またはほぼすべての資産を配分することでこの投資目的を追求することになる。この投資目的により、投資者はある種の独特なリスクを負う。他のファンドに対するトラストの投資は、それぞれの投資先ファンドの英文目論見書に記載の条件による制約を受ける。

マスター・ファンドの投資目的は、主として金融機関により発行される、期限付劣後債および上位債券を中心として、一部に永久劣後債や優先証券を含めて分散化したポートフォリオへの投資を通じ、配当等収益および値上がり益からなる長期トータル・リターンを投資者に提供することである。マスター・ファンドは、金融機関以外の法人が発行した社債または劣後債に投資することができる。通常の場合では、マスター・ファンドが取得する確定利付証券は、投資顧問会社の投資時の評価で、S&Pグローバル・レーティングによるBBB-格もしくはムーディーズ・インベスターズ・サービス・インクによるBaa3格相当またはそれ以上の信用格付を得ているか、米国で公認されている他の格付機関により同等の格付を得ていることが見込まれている。マスター・ファンドの投資顧問会社は主に、非米ドル建てのマスター・ファンドの資産を米ドルに対してヘッジする意向である。

2019年4月30日および2018年10月31日現在、トラストは、マスター・ファンドの純資産のそれぞれ45.96%および43.25%を保有していた。

トラストは、マスター・ファンドに投資する。2019年4月30日終了期間中、トラストによるマスター・ファンドの購入および買戻しの総額は、それぞれ17,047,314米ドルおよび36,031,519米ドルであった。2019年4月30日現在、キャピタル・コミットメントの債務はなかったが、トラストは、マスター・ファンドに対する未決済の購入未払金2,291,347米ドルおよび未決済の売却未収金323,501米ドルがあった。2018年10月31日終了年度中、トラストによるマスター・ファンドの購入および買戻しの総額は、それぞれ49,739,048米ドルおよび127,091,701米ドルであった。2018年10月31日現在、キャピタル・コミットメントの債務はなかったが、トラストは、マスター・ファンドに対する未決済の購入未払金456,678米ドルおよび未決済の売却未収金836,020米ドルがあった。

トラストは、マスター・ファンドの買戻参加受益証券を購入することによってマスター・ファンドに投資する。マスター・ファンドは、いずれの営業日においても当該受益証券の買戻しを認める。

マスター・ファンドのポートフォリオの公正価値の変動および付随するマスター・ファンドの公正価値の変動は、トラストを損失のリスクに晒す。

3. 重要な会計方針の概要

(a) 財務書類

財務書類作成の基礎

本財務書類は、国際財務報告基準（以下「IFRS」という。）に準拠して作成されている。本財務書類は取得原価主義に基づいて作成されているが、損益を通じて公正価値で保有する金融資産および金融負債（デリバティブを含む）の再評価による修正が加えられている。本財務書類の作成にあたり、経営陣は、本財務書類および添付の注記の報告額に影響を与えうる一定の見積および仮定を行うことが要求される。実際の結果は、かかる見積と異なることがある。

i. 2018年1月1日以降に開始する年度から効力を生じ、トラストに効力を生じたまたは適用された新基準、修正基準および解釈指針

IFRS第9号「金融商品」（以下「IFRS第9号」という。）は、2018年1月1日以降に開始する年度から効力を生じ、事業体による一部のハイブリッド契約を含む金融資産および負債の分類方法および測定方法について規定している。当該基準により、国際会計基準第39号（以下「IAS第39号」という。）の要件と比較し、金融資産の分類および測定に関するアプローチが改善および簡素化されている。金融負債の分類および測定に関するIAS第39号の要件の大部分は、変更なく引き継がれている。当該基準は、金融資産の分類に対し一貫したアプローチを採用し、それぞれに分類基準があったIAS第39号における金融資産の多くのカテゴリーを置き換えている。

ii. 効力を生じておらず、トラストが早期適用していない公表新基準、修正基準および解釈指針

まだ効力を生じていないが、トラストに重要な影響を及ぼすと予想されるその他の基準、解釈指針または既存の基準に対する修正はない。

(b) 投資取引、関連投資収益および運用費用

トラストは投資取引を取引日基準で計上している。実現損益は先入先出法に基づく。受取配当金および支払分配金は分配落ち日に計上され、受取利息および支払利息は投資の年数にわたり計上される。発生時に付利される当座借越費用（もしあれば）は、支払利息に計上される。受取利息は市場割引および発行割引の増加、ならびにプレミアムの償却を含み、投資の年数にわたり収益に計上される。受取利息および受取配当金（もしあれば）は、包括利益計算書に源泉徴収前の総額ベースで認識および表示される。

運用費用は、発生主義で認識される。

取引費用は、発生した場合、包括利益計算書に認識される。

トラストは、運用費用ならびに受益証券の募集および販売に関連して生じる当初費用および継続的費用のすべてを負担する。かかる費用には、印刷費、マーケティング費、弁護士報酬、募集契約および関連書類の検討に関連して生じる費用ならびにトラスト、管理会社、受託会社、投資顧問会社、総販売会社および管理事務代行会社によるその他の費用が含まれる。

ストラクチャード・エンティティとは、いずれの議決権も管理事務業務にのみ関連し、関連する活動が契約上の取決めによって指示されている場合など、だれが事業体を支配しているのかを決定する際に、議決権または同様の権利が、主要な要因とならないように設計された事業体である。ストラクチャード・エンティティは、しばしば次に上げる特徴または特質、(a)制限付活動、(b)狭く、明確に定義された目的（ストラクチャード・エンティティの資産に関連するリスクおよび利益を投資者に渡すことで投資者に投資機会を提供することなど）、(c)ストラクチャード・エンティティが劣後的な財務支援なしにその活動資金を調達するに不十分な資本および(d)信用またはその他のリスクの集中（トラン

シェ）を創造する投資者に対する複数の契約に連動した商品の形態での資金調達、の一部もしくはすべてを有する。

マスター・ファンドは、受益者の選択によってプット可能である買戻可能受益証券を発行することでその運用資金を調達し、各トラストの純資産に対する投資割合に応じた権利を受益者に付与する。トラストは、マスター・ファンドの買戻可能受益証券を保有する。

マスター・ファンドへの投資から生じる損失に対するトラストの最大エクスポージャーは、マスター・ファンドへの投資の公正価値の総額と同等である。

トラストが、マスター・ファンドの受益証券を売却した時点で、トラストが晒されていたマスター・ファンドによるリスクは消滅する。

2019年4月30日および2018年10月31日現在のマスター・ファンドの純資産価額（以下「NAV」という。）は、それぞれ522,002,512米ドルおよび560,061,713米ドルであった。

(c) 損益を通じて公正価値で測定する金融資産および金融負債

i 分類

トラストは、当該金融資産を管理するためのトラストのビジネスモデルおよび金融資産の契約上のキャッシュ・フローの特性の両方に基づきその投資を分類する。金融資産のポートフォリオは管理され、パフォーマンスは公正価値基準で評価される。トラストは、主に公正価値情報に着目し、その情報を資産のパフォーマンスを評価し、決定することに使用する。トラストは、持分証券をその他の包括利益を通じた公正価値として取消不能で指定することを選択していない。トラストの債券の契約上のキャッシュ・フローは、もっぱら元本および利息であるが、当該債券は、契約上のキャッシュ・フローの回収目的で保有するものではなく、契約上のキャッシュ・フローを回収し、売却するために保有するものでもない。契約上のキャッシュ・フローの回収は、トラストのビジネスモデルの目的を達成するためにのみ付随して生じる。その結果、すべての投資は損益を通じて公正価値で測定される。

ii 認識および認識の中止

トラストは、金融資産および金融負債を、トラストが当該投資の契約条項の当事者となった日付で認識する。金融資産および金融負債の購入および売却は、取引日基準で認識される。取引日より、金融資産または金融負債の公正価値の変動から生じる損益はすべて包括利益計算書に計上される。

投資からのキャッシュ・フローを受領する権利が消滅した場合、かつトラストが所有によるリスクと利益を実質的にすべて譲渡した場合、金融資産の認識は中止される。

iii 公正価値測定の原則

IFRS第9号に基づき、トラストの投資ポートフォリオは、当初、取引価格で計上され、当初の認識後は公正価値で測定される。損益を通じて公正価値で測定する金融資産または金融負債の公正価値の変動から生じる損益は、これらが発生した期間の包括利益計算書に表示される。

受取勘定に分類される金融資産がある場合は、償却原価で計上される。損益を通じて公正価値で測定する金融負債以外の金融負債は、償却原価で測定される。トラストが発行した買戻可能受益証券から生じる金融負債は、買戻可能参加受益証券保有者に帰属するトラストの純資産の残存価額に対する受益者の権利を表す買戻価額で計上される。

IFRS第9号を適用したことで、トラストの財務書類に重要な影響を及ぼすことはなかった。

公正価値とは、測定日において市場参加者間で秩序ある取引が行われた場合に、資産の売却によって受領するであろう価格または負債の移転のために支払うであろう価格である。活発な市場で取引される金融資産および負債（公開取引されているデリバティブおよび取引されている有価証券など）の公正価値は、期末日の取引終了時点の相場価格に基づく。

すべての有価証券およびデリバティブの公正価値は、以下の原則に従い決定される。

(iii1) 取引所に上場されている資産および負債

普通株式および短期投資からなる、取引所で取引されている金融投資の公正価値は、期末日現在の取引市場価格（見積将来取引費用控除前）に基づく。

(iii2) 集団投資スキームの持分

集団投資スキームを含むオープン・エンド型投資信託への投資の公正価値は、その英文目論見書に要約されているとおり、適用されるファンドの評価方針に従い、そのファンドの管理事務代行会社により提供される受益証券1口当たりNAVに基づいている。

(iii3) デリバティブ

デリバティブは、その公正価値が、裏付けとなる商品、指数基準金利またはこれらの要素の組合せから派生した金融商品である。デリバティブ商品は、しばしば店頭（以下「OTC」という。）デリバティブと称される取引所以外での相対契約によるものもあれば、取引所に上場され取引されるものもある。デリバティブ契約には、定められた条件で定められた日付に金融商品またはコモディティを売買する、あるいは想定元本または契約額に基づいて利息の受払いまたは通貨を交換する将来のコミットメントが含まれることがある。

デリバティブ契約は、公正価値で表示され、財政状態計算書に金融資産および金融負債として認識される。公正価値の変動から生じる損益は、包括利益計算書に未実現利益／（損失）の変動額の構成要素として反映される。実現損益は契約終了時または定期的なキャッシュ・フローの支払時に計上される。

(iii3a) 先渡為替契約

先渡為替契約において、トラストは、将来の特定の日付に、定められた量のある通貨をあらかじめ定められた価格で受取りまたは受渡して他の通貨と交換することに同意する。想定元本、決済日、取引相手方および差金決済権が同じである先渡為替契約の購入および売却は、一般に相殺され（これにより、その取引相手方との正味先渡為替契約はゼロとなる）、実現損益はすべて取引日に認識される。

先渡為替契約の公正価値は、想定元本、通貨および満期日が同じ新規の先渡為替契約が、これらの通貨が取引されている主たる為替市場において営業終了時点で成立し得る価格に基づいている。その結果生じる未実現損益はすべて包括利益計算書に計上される。

(iii4) 債務証券

社債からなる債務証券は、ディーラーの提供する取引値に基づき、または第三者の値付機関を利用して評価される。

(iii5) 売戻し契約に基づき購入される証券

売戻し契約に基づく証券の購入（以下「現先取引」という。）は、取引相手方が買戻し義務を負う証券をトラストが現金を対価として取得し、かつトラストは合意済の価格および時期に当該証券を売戻す義務を負う取引である。当該取引に関連し、トライパーティ現先取引および翌日物現先取引を除き、トラストは現先取引を担保する証券を所有する。トラストは逆現先取引を通じて、かかる証券を引渡すかまたは担保として再度差し入れることが認められている。売り手が債務不履行に陥った場合、担保資産の時価がトラストの保全に十分であるよう確保するため、担保は日々値洗いされる。売戻し契約に基づき購入された証券は、公正価値の最善な見積として、その契約額に経過利息を加えて計上される。トライパーティ現先取引の担保として保有される証券は、トライパーティ代理人により、現先取引の満期日までトラストの口座においてトラストのために保有される。

(iii6) マネー・マーケット商品

コマーシャル・ペーパーからなるマネー・マーケット商品は、公正価値に近似する償却原価で評価される。

(iii7) すべての有価証券およびデリバティブ

第三者の値付機関またはディーラーから取引市場価格を入手できない場合、あるいは、相場が著しく不正確であるとみなされる場合、投資の公正価値は評価手法を用いて算定される。評価方法には、直近の市場取引の使用、実質的に同一である他の投資の現在の公正価値の参照、割引キャッシュ・フロー分析または実際の市場取引で得られる価格について信頼性の高い見積額を提供しているその他の手法などがある。

こうした有価証券およびデリバティブは、評価者（以下「評価者」という。）により算定された実現の可能性が高い価額で評価される。2019年4月30日終了期間および2018年10月31日終了年度における評価者は、ゴールドマン・サックス・アンド・カンパニー・エルエルシーであり、その評価の役割は、ゴールドマン・サックス・インベストメント・マネージメント・ディビジョン「IMD」コントローラーズによって実行された。

投資は、一定の見積および仮定の使用が要求される、一般に公正妥当と認められる会計原則に従い評価される。これらの見積および仮定は、入手可能な最良の情報に基づいているが、実際の結果はこれらの見積と大きく異なることがある。

2019年4月30日終了期間および2018年10月31日終了年度において、評価者が公正価値を決定するために使用した証券はなかった。

iv 公正価値ヒエラルキーのレベル間移動

公正価値ヒエラルキーのレベル間移動（もしあれば）は、報告期間の期首に発生したものとみなされる。

(d) 現金および現金等価物

定期預金および預金証書を含む現金および現金等価物（既知の金額の現金に容易に転換でき、価値の変動リスクが低い、短期で流動性の高い投資）は、償却原価で評価され、公正価値に近似する。

	現金 米ドル	定期預金 米ドル	現金および 現金等価物合計 米ドル
2019年4月30日	—	1,001	1,001
2018年10月31日	591	—	591

(e) 外貨の換算

外貨建て取引は、取引日現在の実勢為替レートで換算される。トラストの外貨建ての資産および負債は、期末日現在における為替の実勢為替レートでトラストの機能通貨に換算される。

換算、ならびに資産および負債の徐却または清算に係る実現損益から生じる換算差額は、包括利益計算書に計上される。損益を通じて公正価値で測定する投資に係る為替差損益、ならびに現金を含む貨幣項目に係るその他すべての為替差損益は、包括利益計算書の投資に係る実現純利益／（損失）または投資に係る未実現利益／（損失）の純変動額に反映される。

(f) 買戻可能受益証券

トラストによって発行されたすべての買戻可能参加受益証券は、受益者に対して、買戻日のトラストの純資産における受益者の持分投資割合で現金に買戻す権利を提供する。IAS第32号に準拠し、同一の特性を有していない買戻可能参加受益証券は、買戻価格で財政状態計算書に金融負債として分類される。トラストは、英文目論見書に従い受益証券買戻しを行う契約責任を負っている。

(g) 買戻可能受益証券保有者に支払われる分配金

トラストのプット可能商品は負債として分類されるため、買戻可能参加受益証券に係る分配金の支払額は、包括利益計算書の財務費用に認識される。

4. 損益を通じて公正価値で測定する金融資産および金融負債

IFRS第13号の修正に基づく公正価値ヒエラルキーの3つのレベルを以下に示す。

レベル1－同一の制限のない資産または負債について、測定日に入手可能な活発な市場における未調整の相場価格。

レベル2－活発でない市場における相場価格、もしくは重要なインプットが直接的にまたは間接的に観察可能（類似証券の相場価格、金利、為替レート、ボラティリティおよびクレジット・スプレッドを含むがこれらに限らない。）な金融商品。これには、公正価値測定を決定する際の評価者の仮定が含まれる。

レベル3－重要な観察不可能なインプットを必要とする価格または評価（公正価値測定を決定する際の評価者の仮定が含まれる。）。

全体としての公正価値測定が分類される公正価値ヒエラルキーのレベルは、全体としての公正価値測定に対して重要であるインプットのうち最も低いレベルのインプットに基づき決定される。この目的のため、インプットの重要性は全体としての公正価値測定に対して評価される。公正価値測定が観測可能なインプットを使用する場合であっても、当該インプットが観測不能なインプットに基づく重要な調整を必要とする場合、当該測定はレベル3の測定である。全体としての公正価値測定に対する特定のインプットの重要性の評価では、資産または負債に特有な要素を考慮した判断が要求される。

2019年4月30日および2018年10月31日現在、損益を通じて公正価値で測定する金融資産は、上記に記載した方針に従って公正に評価される対象ファンドへの投資を含む。

対象ファンドの受益証券は、非公開取引であるため、買戻しは、買戻し日に投資者資金によってのみ行い、英文目論見書に規定される通知期間を必要とされる。その結果、対象ファンドの簿価が、買戻しにおける最終的な実現価額とならないことがある。

対象ファンドへの投資の公正価値は、主として、対象ファンドの管理事務代行会社により報告される最新の入手可能な買戻し価格に基づく。投資者の資金は、対象ファンドまたは裏づけとなる投資の投資者資金の保有高の流動性、提供されるNAVの評価日および買戻しに係る制限などについての留意に基づく価額に調整する。

以下の表は、公正価値で認識する金融資産および金融負債を、前述の3つのレベル別に示している。

公正価値で測定する金融資産

2019年4月30日

	2019年4月30日現在の公正価値測定			
	レベル1 米ドル	レベル2 米ドル	レベル3 米ドル	合計 米ドル
損益を通じて公正価値で測定する金融資産				
投資ファンド	240,053,584	—	—	240,053,584
先渡為替契約	—	30,058	—	30,058
合計	240,053,584	30,058	—	240,083,642

公正価値で測定する金融負債

2019年4月30日

	2019年4月30日現在の公正価値測定			
	レベル1 米ドル	レベル2 米ドル	レベル3 米ドル	合計 米ドル
損益を通じて公正価値で測定する金融負債				
先渡為替契約	—	1,885,291	—	1,885,291
合計	—	1,885,291	—	1,885,291

公正価値で測定する金融資産

2018年10月31日

2018年10月31日現在の公正価値測定

	レベル1 米ドル	レベル2 米ドル	レベル3 米ドル	合計 米ドル
損益を通じて公正価値で測定する金融資産				
投資ファンド	242,199,976	—	—	242,199,976
先渡為替契約	—	16,073	—	16,073
合計	242,199,976	16,073	—	242,216,049

公正価値で測定する金融負債

2018年10月31日

2018年10月31日現在の公正価値測定

	レベル1 米ドル	レベル2 米ドル	レベル3 米ドル	合計 米ドル
損益を通じて公正価値で測定する金融負債				
先渡為替契約	—	1,094,399	—	1,094,399
合計	—	1,094,399	—	1,094,399

有価証券の特徴に関する詳細情報については、投資有価証券明細表を参照のこと。

2019年4月30日終了期間および2018年10月31日終了年度中、公正価値で計上された資産および負債について、公正価値ヒエラルキーのレベル1、レベル2およびレベル3の間で振替はなかった。

公正価値で計上されないが公正価値が開示される金融資産および金融負債

現金および現金等価物ならびに当座借越はレベル1に分類される。公正価値で測定されないが公正価値が開示されるその他のすべての資産および負債は、レベル2に分類される。資産および負債の内訳については財政状態計算書を参照し、評価技法の詳細については注記3を参照のこと。

買戻可能参加受益証券のプット可能な価額は、トラストの英文目論見書に従い、トラストの資産総額とその他すべての負債との差額純額に基づき計算される。当該受益証券は、活発な市場で取引されていない。受益証券は受益者の選択で買戻しが可能であり、受益証券クラスに帰属するトラストのNAVに対する受益証券の割合に等しい現金でいずれの取引日においてもトラストに戻すことができるため、要求払条項が当該受益証券に付されている。公正価値は、要求払い金額（当該金額の支払いを要求できる最初の日から割引される）に基づいている。この事例の割引に対する影響は重大ではない。レベル2は、買戻可能参加受益証券の受益者に帰属する純資産に対する最良のカテゴリー化とみなされている。

5. 金融資産および金融負債の相殺

デリバティブ

トラストの取引相手方リスクの軽減に有用である契約上の権利をより明確に定義し、かつ当該権利を保証するため、トラストは、デリバティブ契約の取引相手方と国際スワップ・デリバティブ協会マスター・アグリーメント（以下「ISDAマスター・アグリーメント」という。）または類似の契約を締結することができる。ISDAマスター・アグリーメントは、外国為替契約を含む店頭デリバティブを規定するトラストと取引相手方との2当事者間の契約で、とりわけ債務不履行事由および／または解約事由の担保差入れ条件およびネットティング条項を一般的に含んでいる。ISDAマスター・アグリーメントの条項は、通常、債務不

履行または取引相手方の倒産あるいは支払不能状態を含む類似の事由が生じた場合に支払純額の1本化（一括清算ネットティング法）を認めている。

担保および証拠金の要件は、上場デリバティブと店頭デリバティブとは異なる。証拠金要件は、商品の種類に対する契約に従い、上場デリバティブおよび清算集中されるデリバティブ（金融先物契約、オプションおよび清算集中されるスワップ）についてブローカーまたは決済機関によって設定される。ブローカーは、特定の状況下において、最低額を超える証拠金を要求できる。担保の条件は、店頭デリバティブ（外国為替契約、オプションおよび特定のスワップ）に対し個別の契約である。ISDAマスター・アグリーメントの下で取引されるデリバティブについて、担保要件は、通常、かかる契約の下で取引ごとに値洗い金額を相殺すること、ならびにトラストおよび取引相手方によって差入れられている担保の評価額を比較することで計算される。さらに、トラストは、店頭取引の確認書において概要が説明されている条件で、当初証拠金の形態で追加担保の差し入れを要求されることがある。

財務報告の目的のため、トラストの債務をカバーするために差入れられた現金担保および取引相手から受領した現金担保（もしあれば）は、ブローカーに対する債権／債務として財政状態計算書に個別に報告される。トラストが差入れた非現金担保（もしあれば）は、投資有価証券明細表に記載される。一般に、取引相手方に対する債権または債務の金額は、引渡し要求がなされる前に、最低引渡担保額の極度額を超えていなければならない。取引相手方がトラストに支払うべき金額が、完全に担保されていない範囲について、契約上またはその他の方法で、トラストは取引相手方の債務不履行による損失リスクを負担する。トラストは、優良であると確信する取引相手方と契約を締結し、かつ当該取引相手方の財政の安定性を監視することでのみ取引相手方リスクを緩和するよう努める。

さらに、資産および負債の純額決済ならびに差入れ担保または受領担保の相殺は、ISDAマスター・アグリーメントあるいは類似の契約において契約上の純額決済／相殺の条項に基づいている。しかし、取引相手方の債務不履行または倒産状態が生じた場合、裁判所が、かかる権利については特定の管轄区の破産法が課される相殺権に対して制限または禁止しているため、法的強制力はないと判断することがある。

2019年4月30日および2018年10月31日現在、デリバティブ商品に対するトラストのエクスポージャー純額は1%未満であった。

6. 税金

現在ケイマン諸島には、トラストの利益に課される法人税、所得税、キャピタル・ゲイン税、利益税またはその他の税金はない。ケイマン諸島には、贈与税、遺産税または相続税も存在しない。受託会社は、マスター・トラストの設定日から50年の間、所得や資本資産、利益または評価益に係る税金、あるいはその他の遺産税または相続税の性質を有する税金を課す、その後に制定されたケイマン諸島の法律が、トラストを構成する資産またはトラストで発生する収益に適用されない旨、もしくはかかる資産または収益についてトラストの受託会社または受益者に適用されない旨の信託法（改正）第81条に基づく保証を申請し、これをケイマン諸島の総督から受領している。

マスター・ファンドの受託会社は、マスター・ファンドに関して同様の保証を受領している。

トラストは、ケイマン諸島以外の国々に所在する事業体が発行する有価証券に投資する。かかる諸外国の多くは、トラストのような非居住者に対し、キャピタル・ゲイン税が適用される可能性があることを示唆する税法を有する。特に、かかるキャピタル・ゲイン税は、自己評価基準で決定することを要求されるため、当該税金は、トラストのブローカーにより源泉徴収に基づき控除されないことがある。

管轄の税務当局がすべての事実および状況について十分認識していることを前提に、諸外国の税法が、当該国を源泉とするトラストのキャピタル・ゲインについて税金負債を見積もることを要求する場合には、トラストは、IAS第12号「法人所得税」に準拠して、税金負債を認識することが要求される。

税金負債は、報告期間末までに適用されるか、または実質的に適用されている税法および税率を使用して、管轄税務当局に支払われる予定額で算定される。オフショア投資ファンドに適用される当該税法の適用方法が、ときに不確実な場合があり、税金負債がトラストにより最終的に支払われるか否かについて不確実性が生じる。したがって、不確実な税金負債を算定する際に、経営陣は、管轄税務当局の公式または非公式な慣行を含む、その時点で入手可能な、納税に影響を及ぼす可能性がある関連するすべての事実および状況を検討する。

2019年4月30日および2018年10月31日現在、トラストは、外国キャピタル・ゲイン税に関する不確実な税金負債ならびに関連する利息およびペナルティーを該当なしで算定した。かかる算定は、経営陣が行う最善の見積を示しているが、見積額が最終的に支払うべき金額とは異なることがある。

7. 重要な契約および関連当事者

(a) 投資運用報酬および副投資運用報酬

投資顧問契約の条件に基づき、トラストは、トラストの各評価日現在の純資産価額の年率0.10%で計算され、毎日計上される報酬を投資顧問会社に支払う。投資運用報酬により、関連する受益証券クラスの純資産価額は減額される。投資運用報酬は、通常、受託会社と投資顧問会社との間に別途合意がある場合を除き、毎月後払いされる。

受益証券クラスに関してトラストが支払う投資運用報酬は、該当する測定日に第三者によって決定され、投資顧問会社が適切とみなした公式またはその他の為替レートに基づき、米ドルで支払われる。

投資運用報酬の対象となる各為替取引付クラスに関して投資顧問会社に支払われる投資運用報酬は、該当するクラスの参照通貨で算出されるこうした為替取引付クラスの純資産価額に基づいて計算され、該当する報酬決定日現在の、投資顧問会社が適切とみなした公式またはその他の為替レートに基づき、米ドルで支払われる。

副投資顧問契約に基づいて実施されたサービスに対する報酬として、GSAMジャパンおよびGSAMIは報酬を受け取る。通常の運用活動において、トラストは、ゴールドマン・サックスまたはゴールドマン・サックスの関係会社と有価証券、通貨またはその他の投資の取引を締結することがある。2019年4月30日および2018年4月30日終了期間において、ゴールドマン・サックスの関係会社と締結した取引に関連して支払われた報酬はなかった。

2019年4月30日および2018年4月30日終了期間について、投資運用報酬はそれぞれ包括利益計算書に開示されている。

マスター・ファンドについて、投資運用報酬は以下のとおりである。

トラスト	報酬年率%
グローバル・サブオーディネイティド・デット・セキュリティーズ・サブ・トラスト	
5億米ドル以下	0.50
5億米ドル超10億米ドル以下	0.51
10億米ドル超	0.52

トラストは、ゴールドマン・サックス・ファンズ・ピーエルシーのサブ・ファンドである、ゴールドマン・サックスUS\$リキッド・リザーブズ・ファンド（以下「リキッド・リザーブズ・ファンド」という。）に投資することがある。これは、副投資顧問会社が主催する集団投資スキームであり、2003年欧州連合規則（改訂済）に従い、譲渡可能証券への集合投資事業として金融規制当局によって組織されている。トラストは、リキッド・リザーブズ・ファンドによって支払われる副投資運用報酬を含むすべての報酬の投資割合に応じた部分を負担する。

2019年4月30日および2018年4月30日終了期間について、リキッド・リザーブズ・ファンドへのトラストの投資から稼得された投資運用報酬は、それぞれ108米ドルおよび132米ドルであった。

投資顧問会社は、ゴールドマン・サックス・インターナショナルおよびゴールドマン・サックス・ファンド・カンパニーを含む多数の取引相手方との投資取引を引き受ける。GS関係会社との取引を含む当該取引のすべては、通常の業務において、通常の商業条件で締結された。

(b) 管理報酬

管理会社、あるいは権限を委譲された場合は、投資顧問会社、総販売会社または代行協会員は、
 (i) トラストの資産を管理し、(ii) 募集を受けて受益証券を発行し、(iii) 受益証券に係る分配を行い、(iii) 受益証券の買戻しを実行し、(iv) 金融商品取引法に基づく提出および報告を行い、
 (v) その他、信託証書に記載されている、もしくはトラストの運用に関連して要求されることがある義務を履行し、対応する。

管理会社は、投資判断を行う権限とトラストに適用される投資制限等の義務を投資顧問会社に委譲し、他の一部の機能を投資顧問会社、総販売会社、日本における販売会社および代行協会員に委譲する予定である。

管理会社は、インタートラスト・エス・ピー・ヴィー（ケイマン）リミテッドによって最終的に保有されている。インタートラスト・エス・ピー・ヴィー（ケイマン）リミテッドは、ケイマン諸島の銀行・信託会社法（改訂済）に従い、ケイマン諸島の金融庁によって発行された信託業務免許を有する。インタートラスト・エス・ピー・ヴィー（ケイマン）リミテッドは、インタートラスト・グループの一員である。

トラストは管理会社に対して、トラストの資産からのみ、年間41,000米ドルを当初の上限とする固定および資産ベースの報酬を毎月後払いで支払う。管理会社は、その義務の履行に関連して合理的な範囲で立て替えた経費について、トラストの資産からのみ、払い戻しを受ける。管理会社の報酬体系およびトラストが負担し、管理会社に支払われる報酬総額の年間限度額は、投資顧問会社および代行協会員の同意を得て、管理会社および受託会社の合意により、随時変更することがある。

管理報酬は、2019年4月30日および2018年4月30日終了期間について、それぞれ包括利益計算書に開示されている。

(c) 受託報酬、保管報酬および管理事務代行報酬

受託会社および／またはブラウン・ブラザーズ・ハリマン・アンド・カンパニーを含むその関係会社（その役割により、以下「管理事務代行会社」およびその役割により、以下「保管会社」という。）

（総称して、以下「ブラウン・ブラザーズ・ハリマン」という。）には、トラストの資産からのみ、投資顧問会社と随時合意された、資産ベースの取引報酬、サービシング報酬およびその他の報酬を含む報酬が支払われる。この他、月末にトラストの有価証券は取引の種類に応じて分離保管され、報酬の料率が適用される。トラストは、（i）年間10,000米ドルを当初の上限とする受託報酬、（ii）年間22,500米ドルを当初の上限とする保管報酬および（iii）年間25,500米ドルを当初の上限とする管理事務代行報酬を毎月後払いで支払う。

ブラウン・ブラザーズ・ハリマンは、その義務の履行に関連して合理的な範囲で立て替えた経費について、トラストの資産からのみ、払い戻しを受ける。ブラウン・ブラザーズ・ハリマンの報酬体系およびトラストが負担する報酬総額の年間限度額は、代行協会の同意を得て、当該契約および投資顧問会社の合意により、変更することがある。ブラウン・ブラザーズ・ハリマンはまた、マスター・ファンドについてもこうした立場で従事しており、上述の方法と同様の支払いを受ける。トラストは、マスター・ファンドに対する持分を通じて、こうした報酬を按分で間接的に負担する。

受託会社、保管会社および管理事務代行会社の報酬は、2019年4月30日および2018年4月30日終了期間について、それぞれ包括利益計算書に開示されている。

トラストは、包括利益計算書に計上される、2019年4月30日終了期間のGSAMおよび2018年4月30日終了期間のGSAMIにより支払われる保管報酬および管理事務代行報酬に関し、それぞれ28,778米ドルおよび43,090米ドルの費用の払い戻しを受けた。

(d) 販売報酬

管理会社は、総販売契約（以下「総販売契約」という。）に従い、ゴールドマン・サックス・インターナショナルを受益証券の総販売会社に任命した（その役割により、以下「総販売会社」という。）。トラストは総販売会社に対して、通常、トラストの資産からのみ、日本における販売会社を通じて保有されている受益証券保有高の該当する四半期における（日々のNAVを基準とする）平均価値の年率0.60%に相当する、暦四半期毎に計算されて後払いされる報酬を支払う。販売会社（および日本における販売会社）は、自身の諸経費および費用を支払う。販売会社の報酬体系は、投資顧問会社と協議の上、総販売会社および管理会社による合意により、随時変更することがある。2019年4月30日および2018年4月30日終了期間について、総販売会社に支払われた報酬は、包括利益計算書に開示されている。

(e) 登録・名義書換事務代行報酬

RBCインベスター・サービスズ・バンク・エス・エイは、トラストの登録・名義書換事務代行会社として従事する。トラストは、登録・名義書換事務代行会社に対して、トラストの資産からのみ、四半期毎に支払われる年間2,000米ドルを当初の上限とする固定報酬を支払う。登録・名義書換事務代行会社は、その義務の履行に関連して合理的な範囲で立て替えた経費について、トラストの資産からのみ、払い戻しを受ける。登録・名義書換事務代行会社の報酬体系およびトラストが負担し、登録・名義書換事務代行会社に支払われる報酬総額の年間限度額は、投資顧問会社および代行協会の同意を得て、登録・名義書換事務代行会社および受託会社の合意により、随時変更することがある。2019年4月30日および2018年4月30日終了期間について、登録・名義書換事務代行報酬は、それぞれ包括利益計算書に開示されている。

トラストは、包括利益計算書に計上される、2019年4月30日終了期間のGSAMおよび2018年4月30日終了期間のGSAMIにより支払われる登録・名義書換事務代行報酬に関し、それぞれ8,750米ドルおよび15,937米ドルの費用の払い戻しを受けた。

(f) 代行協会員報酬

管理会社は、代行協会員契約（以下「代行協会員契約」という。）に従い、みずほ証券株式会社を日本証券業協会（以下「JSDA」という。）によるトラストの「代行協会員」として従事するよう任命している（以下「代行協会員」という。）。

代行協会員は、金融商品取引法に基づき登録された第一種金融商品取引業者であり、投資運用業務および金融商品取引業務に従事している。代行協会員契約に基づき、管理会社は、日本の法律の中でも特にJSDAが採用している外国証券の取引に関する規則を遵守するために代行協会員を任命している。

代行協会員契約の条項に基づき、代行協会員は、トラストの純資産価額の公表およびトラストの財務書類の日本国内での提供を含む、JSDAによる当該規則および代行協会員契約で規定されているこうした活動について責任を負う。

トラストは、トラストの資産からのみ、各評価日現在のトラストの純資産価額に対して年率0.20%で計算される報酬を代行協会員に支払う。かかる報酬は、毎日計上され、四半期毎に後払いされる。また、トラストは要求があれば、代行協会員が代行協会員としての役割において実施したサービスに関連して合理的な範囲で立て替えた経費を支払う。代行協会員の報酬体系は、投資顧問会社と協議し、代行協会員および管理会社の合意により、随時変更することがある。2019年4月30日および2018年4月30日終了期間において、代行協会員報酬は、それぞれ包括利益計算書に開示されている。

8. 資本および買戻可能参加受益証券

募集される受益証券の当初申込みの最低額は、100,000米ドル（またはクラス参照通貨の相当額）である。受益証券1口当たり当初価格は、豪ドルクラス（無分配型）および豪ドルクラス（毎月分配型）受益証券が100豪ドル、米ドルクラス（無分配型）および米ドルクラス（毎月分配型）受益証券が100米ドル、ユーロクラス（毎月分配型）受益証券が100ユーロ、英ポンドクラス（毎月分配型）受益証券が100英ポンドである。

申込みは、購入する受益証券クラスの通貨建てで行わなければならない（クラスに応じて米ドル、豪ドル、ユーロまたは英ポンドのいずれか）。ただし、受託会社はその裁量により、投資顧問会社と協議の上で、他の通貨での申込みを引き受け、該当するクラスの通貨以外でなされた申込みを当該クラスの通貨に換算する権限を有するが、義務ではない。かかる換算は、適用される測定日に第三者が決定し投資顧問会社が適切とみなした公式またはその他の為替レートに基づく。

受益証券は、各営業日に該当クラスの受益証券1口当たり純資産価格で販売のための募集が行われる。

マスター・ファンドの受益証券も、受益者の選択により、トラストの英文目論見書の条項に従い通知の上での請求により買戻可能となる。

以下は、トラストの受益証券の変動を要約したものである。

	受益証券口数					
	豪ドルクラス （無分配型）	豪ドルクラス （毎月分配型）	米ドルクラス （無分配型）	米ドルクラス （毎月分配型）	ユーロクラス （毎月分配型）	英ポンドクラス （毎月分配型）
2017年10月31日 残高	295,841	2,122,523	232,830	903,139	134,681	8,328
買戻可能参加受 益証券の申込み	59,703	117,832	34,163	52,906	17,411	40
買戻可能参加受 益証券の買戻し	(84,754)	(511,609)	(47,405)	(150,808)	(5,873)	(1,640)
2018年10月31日 残高	270,790	1,728,746	219,588	805,237	146,219	6,728
買戻可能参加受 益証券の申込み	52,235	63,377	26,819	18,458	775	—
買戻可能参加受 益証券の買戻し	(38,295)	(191,988)	(19,938)	(92,324)	(2,425)	(108)
2019年4月30日 残高	284,730	1,600,135	226,469	731,371	144,569	6,620

9. 受益証券1口当たりNAV

買戻可能参加受益証券の発行または買戻しに関して受け取る、あるいは支払われる対価は、取引日現在のトラストの買戻可能参加受益証券1口当たりNAVの価値に基づく。

トラストのそれぞれの発行済受益証券クラスのNAVおよび受益証券1口当たりNAVは以下のとおりである。

受益証券クラス	2019年4月30日			
	純資産 (米ドル)	受益証券 1口当たりNAV (米ドル)	純資産 (現地通貨)	受益証券 1口当たりNAV (現地通貨)
豪ドルクラス（無分配型）	35,306,659	124.00	50,140,752	176.10
豪ドルクラス（毎月分配型）	92,111,268	57.56	130,811,816	81.75
米ドルクラス（無分配型）	32,839,368	145.01	なし*	なし*
米ドルクラス（毎月分配型）	63,529,871	86.86	なし*	なし*
ユーロクラス（毎月分配型）	13,075,929	90.45	11,714,202	81.03
英ポンドクラス（毎月分配型）	733,617	110.82	567,137	85.67

* 現地通貨は米ドルである。

受益証券クラス	2018年10月31日			
	純資産 (米ドル)	受益証券 1口当たりNAV (米ドル)	純資産 (現地通貨)	受益証券 1口当たりNAV (現地通貨)
豪ドルクラス（無分配型）	31,698,692	117.06	44,724,636	165.16
豪ドルクラス（毎月分配型）	97,906,984	56.63	138,139,901	79.91

米ドルクラス（無分配型）	29,793,436	135.68	なし*	なし*
米ドルクラス（毎月分配型）	67,574,958	83.92	なし*	なし*
ユーロクラス（毎月分配型）	13,208,342	90.33	11,657,286	79.72
英ポンドクラス（毎月分配型）	718,695	106.82	562,472	83.60

* 現地通貨は米ドルである。

希薄化の調整

マスター・ファンドの受益証券取引は、希薄化の調整の対象となることがある。2019年4月30日および2018年10月31日現在、マスター・ファンドは、希薄化の調整を行われなかった。

発行または買戻しが行われる取引日において、受託会社は、現在の市況およびマスター・ファンドの規模に関連する受益者または潜在的な受益者により要求される発行または買戻しの量を含むがこれらに限定されない（適切であるとみなす合理的な要因に基づき）、受益証券1口当たり純資産価格に希薄化の調整を適用するための判断をすることができる。この調整は、関連する受益証券クラスの純資産価格を調整することにより、マスター・ファンドの対象となる投資取引の見積取得原価を現在の受益者に提供し、マスター・ファンドの長期保有の受益者を継続的な発行または買戻し取引に関連する取得原価から保護することを意図している。希薄化の調整には、マスター・ファンドの投資にかかる取引スプレッド、義務の評価および取引の結果生じる変動を考慮し、市場の影響に対する割当ても含むことがある。希薄化の調整は、これらの要素の変動によって随時変更することがある。

10. 分配金

買戻可能参加受益証券保有者に帰属する純資産が、金融負債として分類された時点で、分配は投資顧問会社の選択により実施され、2019年4月30日および2018年4月30日終了期間中に宣言され、支払われた分配金は、包括利益計算書に開示されている。

11. 金融投資および関連リスク

トラストの投資活動により、トラストは、投資対象およびマスター・ファンドが投資する金融投資および市場に付随するさまざまな種類のリスクに晒されている。これは、デリバティブおよびデリバティブ以外の金融投資の両方の場合がある。トラストの投資対象は、期末日現在、集団投資スキームおよびデリバティブ投資からなる。受託会社は、トラストの投資リスクを管理するため投資顧問会社を任命している。トラストが晒される金融リスクのうちで重要なものは、市場リスク、流動性リスクおよび信用リスクである。英文目論見書には、これらのリスクやその他のリスクの詳細が記載されており、その一部は本財務書類に記載の内容に対する追加情報である。

資産配分は、注記2に詳述されている投資目的を達成するために資産配分を管理するトラストの投資顧問会社によって決定される。当該投資目的の達成は、リスクを伴うものである。投資顧問会社は、投資決定に際し、分析、調査およびリスク管理手法に基づき判断を行う。ベンチマークおよび／または資産配分目標からの乖離ならびにポートフォリオの構成は、トラストのリスク管理方針に従ってモニターされる。

マスター・フィーダー構造や、特に同一ポートフォリオに投資する複数の投資ビークルの存在により、投資者はある種の独特なリスクを負うことになる。トラストは、マスター・ファンドに投資する別の事業体の活動に重大な影響を受ける可能性がある。たとえば、マスター・ファンドの別の受益者がマスター・ファンドの持分の一部またはすべてを買戻す場合、マスター・ファンドと、これを受けたトラストが、より高額の運用費用を按分で負担する可能性があり、そのためにリターンが低下することがある。同様に、マスター・ファンドは、他の受益者による買戻しにより分散化が低下し、ポートフォリオ・リスクの増加につながる可能性がある。マスター・ファンドは、一部の直接または間接投資者に対する規制上の制限、もしくは別の理由により、マスター・ファンドと、これを受けたトラストのパフォーマンスに不利な影響を及ぼす可能性のある投資活動を制限する、または一部の証券への投資を禁じることができる。

トラストに関連して採用しているリスク管理方針の詳細は以下のとおりである。

(a) 市場リスク

トラストの投資ポートフォリオの公正価値が変動する可能性を市場リスクという。一般に用いられる市場リスクのカテゴリーには、通貨リスク、金利リスクおよびその他の価格リスクが含まれる。

- ・通貨リスクは、スポット価格、先渡価格および為替レートの変動に対するエクスポージャーによって生じる可能性がある。
- ・金利リスクは、様々なイールド・カーブの水準、勾配および曲率の変化、金利の変動、モーゲージの期限前償還率ならびに信用スプレッドに対するエクスポージャーにより生じる可能性がある。
- ・その他の価格リスクは、通貨リスクまたは金利リスクから生じる以外の市場価格の変動の結果、商品の価値が変動するリスクであり、個別の株式、エクイティ・バスケット、株式インデックスおよびコモディティの価格変動およびボラティリティに対するエクスポージャーにより生じる可能性がある。

トラストの市場リスク戦略はトラストの投資のリスクとリターンの目標による。

市場リスクは、リスク予算編成方針の適用を通じて管理される。副投資顧問会社は、リスク予算編成フレームワークを用いて、トラッキング・エラーと一般に称される適切なリスク・ターゲットを決定する。

ゴールドマン・サックスの市場リスク分析グループ（以下「IMD MRA」という。）は、副投資顧問会社を取り上げた市場リスクを独立的にモニター、分析および報告する責任を負う。IMD MRAは、感応度のモニターおよびトラッキング・エラーを含む複数のリスク・メトリックスを使用して市場リスクをモニターする。

報告日現在のトラストの投資ポートフォリオの詳細は、投資有価証券明細表に開示されている。個別の債券、集団投資スキームおよびデリバティブ投資はすべて、別々に開示されている。

（i）通貨リスク

トラストは、金融投資を行い、機能通貨以外の通貨建て取引を締結することがある。したがって、トラストは、外貨に対する機能通貨の為替レートが、機能通貨以外の通貨建てのトラストの資産または負債の一部の価値にマイナスの影響を及ぼす態様で変動するリスクに晒される。機能通貨以外の通貨への投資の詳細については、投資有価証券明細表を参照のこと。

投資者が、投資しているトラストの基準通貨と異なる通貨建てのクラス受益証券に投資する場合、投資者の通貨リスクはトラストの通貨リスクと異なる。

投資者が、投資しているトラストおよびマスター・ファンドの基準通貨と異なる通貨建ての為替取引付クラス受益証券に投資する場合、トラストおよびマスター・ファンドは為替取引付クラス受益証券に代わって通貨リスクをヘッジする。当該ヘッジは為替取引付クラス受益証券の通貨リスクをヘッジするためだけに使用されるため、マスター・ファンドのヘッジは、マスター・ファンドを通じたトラストの間接的なエクスポージャーの感応度分析に含まれていない。為替取引に起因する実現損益は、該当する為替取引付クラスに配分される。トラストの特定のクラスは、当該クラスの通貨に対してヘッジされる。しかし、該当クラスの通貨のヘッジは必ずしも完了するものではなく、各通貨は、当該投資を発行した通貨の為替変動の影響を受けることがある。

以下の表は、通貨市場の変動に伴って生じることが予測される損益を示した感応度分析である。この感応度分析は、他のすべての通貨を一定とした場合のある通貨のトラストの基準通貨に対する変動に基づくものである。ポートフォリオ、貨幣および非貨幣の合計において、仮定では、トラストの基準通貨に対し同時にすべての通貨が変動する。

為替予約がトラストの主要な戦略の一環である、もしくは期末に為替予約に関連する重大な未実現評価損益が生じない限り、マスター・ファンドのヘッジと同様に、トラストに係る受益証券クラスごとの為替予約は、感応度分析に含まれていない。

以下の分析には、トラストの直接的なエクスポージャーならびにマスター・ファンドの投資についての間接的なエクスポージャーの両方が含まれている。

市況をよりの確に反映させるため、当期の感応度の比率が変更されている。

通貨	通貨が10%上昇／下落した場合に NAVが受ける影響 2019年4月30日		通貨が10%上昇／下落した場合に NAVが受ける影響 2018年10月31日	
	上昇	下落	上昇	下落
ユーロ	0.0% [△]	(0.0%) [△]	0.0% [△]	(0.0%) [△]
英ポンド	0.0% [△]	(0.0%) [△]	0.0% [△]	(0.0%) [△]
ポートフォリオ合計	0.0% [△]	(0.0%) [△]	0.0% [△]	(0.0%) [△]

[△] トラストが有する参照通貨に対するエクスポージャーは重大ではない。NAVの0.05%未満である。通貨リスクの表は、対象ファンドの投資に対する間接的なエクスポージャーに基づいて表される。

上記の分析は、1年の間に合理的に生じる可能性のある通貨市場の変動に伴う損益を示したものであり、これらは市場の変動、ならびに相関関係および流動性の変化によって全体の損益がさらに大きくなる場合のストレス・シナリオを含んでいない。

トラストは、2019年4月30日および2018年10月31日現在、NAVの＋／－ 5 %を超える通貨（ヘッジ付を含む）の集中があった。

通貨の集中

通貨	2019年4月30日	2018年10月31日
豪ドル	52.82%	53.63%
ユーロ	5.50%	5.52%

マスター・ファンドは、2019年4月30日終了期間および2018年10月31日終了年度について、NAVの5 %を超える通貨（ヘッジ付を含む）の集中があった。

通貨の集中

通貨	2019年4月30日	2018年10月31日
日本円	21.32%	23.34%
ブラジル・レアル	12.35%	13.08%
トルコリラ	6.86%	5.65%

トラストには、上記に開示される3つの通貨のいずれに対しても直接的なエクスポージャーはない。

(ii) 金利リスク

マスター・ファンド（および間接的にトラスト）の投資対象に対する利回りは、現行の金利の変動により影響を受けることがあり、これによってマスター・ファンドの資産利回りと借入率との間にミスマッチが生じ、その結果、投資による収益が減少または消滅することがある。マスター・ファンドの投資顧問会社は、その単独の裁量により、主にマスター・ファンドの金利エクスポージャーをヘッジしよう努める。金利ヘッジが有効であるという保証はない。確定利付証券の価値は、金利および為替レートの変動につれて変動する。価値が為替レートの変動により単独で影響を受ける場合を除き、金利が低下すれば、通常、確定利付証券の価値は上昇することが予想される。金利が上昇する場合、確定利付証券の価格は、通常下落し、マスター・ファンド（および間接的にトラスト）の投資対象の価値も減少する。金利の大幅な変動またはマスター・ファンド（および間接的にトラスト）の投資対象の市場価値の著しい下落、あるいはその他の市場要因が、マスター・ファンドの投資者の投資（および間接的に受益者のトラストへの投資）の価値またはその利回りの低下をもたらすことがある。金利が低下すると、マスター・ファンドが保有するモーゲージ関連証券の発行体は予定より早く元本を支払うことがあり、マスター・ファンドはより利回りの低い証券に再投資せざるを得ない。代理人が発行したモーゲージ・プールが元利金の支払いについて保証されていても、かかる保証は当該証券の市場価値の下落により生じた損失には適用されない。特定の通貨建ての確定利付証券への投資のパフォーマンスは、当該通貨を発行する国の金利環境にも左右される。

トラストは、マスター・ファンドの投資に対する間接的なエクスポージャーを通じて社債に投資することがある。特定の有価証券に関連する金利の変動により、副投資顧問会社は契約満了時または有価証券売却時に同等のリターンを確保することができなくなることがある。さらに、現行の金利の変動または将来の予測金利の変更により、保有する有価証券の価値の増減が生じることがある。一般に、金利が上昇すれば確定利付証券の価値は下落する。金利が下落すると、通常、それとは逆の効果が生じる。

トラストは、希望する通貨建ての確定利付商品、変動利付商品およびゼロ金利商品に投資することができる。

以下の表は、トラストのさまざまな通貨に関する金利エクスポージャーおよび金利の変動に伴う影響を示している。この感応度分析は、他のすべての金利を一定とした場合のある通貨に適用される金利の変動に基づくものである。ポートフォリオ合計において、仮定では、すべての金利が同じベース・ポイントで同時に変動する。75ベース・ポイントの平行シフトとは、金利曲線に沿ってすべての金利が75ベース・ポイント上昇または下落（すなわち、0.75%の上昇または下落）することを意味する。

金利のプラス／マイナスの平行シフトは、先進国市場の金利の変動に対するイールド・カーブ、 $+/-75$ ベース・ポイントの平行シフトで表示している。先進国市場とは、ユーロ圏の国々、オーストラリア、カナダ、スイス、デンマーク、イギリス、日本、ノルウェー、ニュージーランド、スウェーデンおよびアメリカ合衆国である。

以下の分析には、トラストの直接的なエクスポージャーならびにマスター・ファンドの投資の間接的なエクスポージャーの両方が含まれている。

通貨	平行シフトで NAVが受ける影響			
	2019年4月30日		2018年10月31日	
	プラス	マイナス	プラス	マイナス
米ドル	(2.8%)	2.8%	(3.0%)	3.0%
ユーロ	(1.0%)	1.0%	(1.0%)	1.0%
英ポンド	(0.4%)	0.4%	(0.4%)	0.4%
ポートフォリオ合計	(4.2%)	4.2%	(4.4%)	4.4%

上記の分析は、合理的に生じる可能性がある金利市場の変動に伴う損益を示したものであり、金利曲線と信用曲線の両方の勾配の変化は含んでいない。これらのシナリオは、市場の変動、ならびに相関関係および流動性の変化によって全体の損益がさらに大きくなる場合のストレス・シナリオを含んでいない。

トラストの金融資産および負債の金利の構成は以下のとおりである。

2019年4月30日現在

	1年以内	1年超 5年以内	5年超	無金利	合計
資産					
現金および現金等価物	1,001	—	—	—	1,001
トレーディングおよび／または ヘッジ目的で保有する金融資産	—	—	—	240,083,642	240,083,642
投資売却未収金	—	—	—	323,501	323,501
その他の資産	—	—	—	2,324,635	2,324,635
資産合計	1,001	—	—	242,731,778	242,732,779
負債					
銀行に対する債務	—	—	—	2,037	2,037
トレーディングおよび／または ヘッジ目的で保有する金融負債	—	—	—	1,885,291	1,885,291
投資購入未払金	—	—	—	2,291,347	2,291,347
その他の負債	—	—	—	957,392	957,392
負債合計（受益者に帰属する純 資産を除く）	—	—	—	5,136,067	5,136,067

2018年10月31日現在

	1年以内	1年超 5年以内	5年超	無金利	合計
資産					
現金および現金等価物	—	—	—	591	591
トレーディングおよび／または ヘッジ目的で保有する金融資産	—	—	—	242,216,049	242,216,049
投資売却未収金	—	—	—	836,020	836,020
その他の資産	—	—	—	566,735	566,735
資産合計	—	—	—	243,619,395	243,619,395
負債					
銀行に対する債務	—	—	—	65,046	65,046
トレーディングおよび／または ヘッジ目的で保有する金融負債	—	—	—	1,094,399	1,094,399
投資購入未払金	—	—	—	456,678	456,678
その他の負債	—	—	—	1,102,165	1,102,165
負債合計（受益者に帰属する純 資産を除く）	—	—	—	2,718,288	2,718,288

マスター・ファンドの金融資産および負債の金利の構成は以下のとおりである。

2019年4月30日現在

	1年以内	1年超 5年以内	5年超	無金利	合計
資産					
トレーディングおよび／または ヘッジ目的で保有する金融資産	17,402,347	138,315,307	348,129,979	7,891,649	511,739,282
資産合計	17,402,347	138,315,307	348,129,979	7,891,649	511,739,282
負債					
トレーディングおよび／または ヘッジ目的で保有する金融負債	—	—	—	2,779,918	2,779,918
負債合計（受益者に帰属する純 資産を除く）	—	—	—	2,779,918	2,779,918

2018年10月31日現在

	1年以内	1年超 5年以内	5年超	無金利	合計
資産					
トレーディングおよび／または ヘッジ目的で保有する金融資産	19,033,363	125,249,544	395,367,060	21,006,809	560,656,776
資産合計	19,033,363	125,249,544	395,367,060	21,006,809	560,656,776
負債					
トレーディングおよび／または ヘッジ目的で保有する金融負債	—	—	—	6,506,241	6,506,241
負債合計（受益者に帰属する純 資産を除く）	—	—	—	6,506,241	6,506,241

(iii) その他の価格リスク

その他の価格リスクは、通貨リスクまたは金利リスク以外から生じる市場価格の変動の結果、金融投資の価値が変動するリスクであり、個々の投資またはその発行体に固有の要因、あるいは市場で取引されている金融投資に影響を及ぼす何らかの要因により発生する。

トラストの金融投資は公正価値で計上され、公正価値の変動を包括利益計算書に認識しているため、すべての市況の変動は買戻可能参加受益証券保有者に帰属する純資産に直接影響を及ぼす。

集団投資スキームへのトラストの投資は、英文目論見書に要約されているとおり、適用されるファンドの評価方針に従い、かかるファンドが提供するNAVに基づいている。集団投資スキームの資産は、通常、独立した第三者である管理事務代行会社または他のサービス提供者によって評価されると見込まれるが、集団投資スキームの一部の有価証券またはその他の資産は、容易に確認することができる時価を有していないことがある。かかる状況下においては、当該集団投資スキームの管理会社が、かかる有価証券または金融商品の評価することを要求される。

通貨、金利およびその他の価格リスクは、上述の総合的な市場リスク管理プロセスの一環としてトラストの副投資顧問会社によって管理される。

2019年4月30日および2018年10月31日現在、トラストに重要なその他の価格リスクはなかった。

(iv) 感応度分析の限界

上述の感応度分析には、以下のいくつかの限界がある。

- ・当該分析は過去のデータに基づいており、将来の市場価格の変動、市場間の相関関係および市場の流動性の水準が過去の傾向と異なる可能性があるという事実を考慮に入れることができない。
- ・当該分析は正確な数値というよりはむしろ、リスクについての相対的な見積りである。
- ・当該分析は仮説上の結果を表すもので、予測を意図したものではない。
- ・将来における市場の諸条件は、過去の経験と著しく異なる可能性がある。

(b) 流動性リスク

流動性リスクとは、トラストが現金またはその他の金融資産の受渡しにより決済される金融負債に関する債務の履行が困難となるリスクである。特に流動性が低下する恐れがあるのは、担保付および／または無担保の資金調達源を確保できない場合、資産が売却できない場合、予測できない現金または担保の流出が起きた場合、あるいは取引相手方またはプライムブローカーの条件または条項に対する違反があった場合である。このような状況は、一般市場の混乱、あるいはトラストまたは第三者に影響を与えるオペレーション上の問題など、トラストの管理の及ばない状況により発生することがある。さらに、資産売却能力は、他の市場参加者が同時期に類似の資産を売却しようとする場合に低下することがある。

トラストの投資対象には、買戻しに関してトラストが課す制限以上の制限を課している集団投資スキームが含まれている。これには、トラストによって受益者に提供されている買戻し日より少ない可能性が含まれる。

トラストの金融資産および金融負債には、店頭デリバティブ契約への投資で、組織化された公設市場で取引されず、流動性が低い可能性のある投資および発行規模の相当な割合を占める可能性のある投資が含まれる。したがって、トラストは流動性要件を満たすため、あるいは特定の発行体の信用度の低下等の特定の事象に対応するために、投資の一部を公正価値に近似する金額で速やかに流動化することができない可能性がある。投資ポジションの強制的な流動化によって金融損失が生じることがある。

トラストは、受益証券の発行および買戻しを行うため、英文目論見書の条件に従った受益者の買戻しに関連する流動性リスクを負っている。トラストは、一般的な流動性のニーズを満たすのに十分なだけの流動性の高い投資対象を含めるよう管理されているが、トラストの受益証券の大規模な買戻しによって、マスター・ファンドは、通常の見戻し資金の調達として望ましいレベルよりさらに迅速な投資対象の流動化が要求される可能性がある。買戻しに対応するために流動性の高い資産がさらに売却された場合、これらの要因により、買戻される受益証券の価値、残存する受益証券の評価およびトラストの残存資産の流動性にマイナスの影響を与える可能性がある。

トラストの英文目論見書により、日々の受益証券の申込みおよび買戻しの条件が定められているため、トラストは、受益証券保有者の買戻しに対応するための流動性リスクを負っている。

2019年4月30日終了期間および2018年10月31日終了年度について、受益証券保有者は一名でトラストの純資産の100%を保有していた。当該受益証券保有者は、関連会社である販売会社である。

2019年4月30日および2018年10月31日現在、負債額のすべては、3か月以内に支払期日が到来する。

2019年4月30日現在、先渡為替契約のインフロー総額およびアウトフロー総額は、それぞれ148,537,274米ドルおよび150,392,507米ドルであった。

2018年10月31日現在、先渡為替契約のインフロー総額およびアウトフロー総額は、それぞれ147,971,616米ドルおよび149,049,942米ドルであった。

先渡為替契約は、通常、差金決済である。

資金調達契約は、レポ契約、逆レポ契約、空売り、デリバティブ取引および信用枠を含んでいる。

利用可能なレバレッジ・ポジション向け資金調達の満了または終了、およびレバレッジ・エクスポージャーの公正価値の変動もしくはトラストの資金調達契約に係るアドバンス・レートまたはその他の条件の変更に関する担保設定要件は、トラストの流動性の向上やレバレッジ・ポジションを維持する能力にマイナスの影響をもたらし、トラストに重大な損失を発生させる可能性がある。トラストは、投資拡大、運用費用への充当または取引の決済等の目的で、借入れを行う、またはレバレッジの他の形式（担保付または無担保）を利用することができる。ただし、レバレッジを獲得するいかなる取決ても利用可能であるという保証はなく、利用可能な場合でも、トラストが受入可能な条件で利用できるという保証はない。経済状況の悪化により、調達コストが増加し、資本市場へのアクセスが制限される、または貸手がトラストに信用供与を行わない決定をする可能性もある。

レバレッジの利用もまた、トラストの資本に係る公正価値のボラティリティの影響を拡大するため、リスクを増加させる。

トラストの資産の時価の下落は、当該資産の時価を基に借入を行った場合に特定のマイナス影響を及ぼすことがある。当該資産の時価の下落により、貸手（デリバティブの取引相手方を含む）がトラストに対して追加担保の設定を求めるか、あるいはトラストにとって最善ではないタイミングで資産の売却を求める可能性がある。

(c) 信用リスク

信用リスクとは、金融投資の一方の当事者が債務の履行を行わないために、もう一方の当事者に金融損失が生じるリスクである。

マスター・ファンドが投資することができる仕組み証券は、原資産の信用リスクに晒されることがあり、かかる資産の債務不履行および裏付けとなるクレジット・サポートの消滅に際し、マスター・ファンドは、投資全額を回収できないことがある。さらに、マスター・ファンドが投資する確定利付証券の発行体がマスター・ファンドが保有する債務証券につき要求される支払いを実施できない可能性もある。債務証券は、発行体の認識されている信用度に基づき価値が変動することがある。政府関連機関により発行されたモーゲージ・プールに係る元本および利息の支払いは、該当する政府により保証されているわけではない。よって、マスター・ファンドが保有する投資に関する債務不履行により、マスター・ファンドの受益者（トラストを含む。）のマスター・ファンドへの投資価値が下落することがある。ソブリン債またはその他の中央政府が保証する債務への投資は、政府による元本の払い戻しおよび利息の支払能力および意向に関連するリスクを伴う。さらに、コマーシャル・ペーパー、銀行引受手

形、預金証書およびレポ取引等の短期の現金等価の投資対象は、政府による保証はなく、債務不履行のリスクに晒されている。

副投資顧問会社は、取引相手方またはトラストの発行体との取引に関連した信用リスクを軽減するための対策をとっている。取引を行う前に、副投資顧問会社またはその関連当事者は、取引相手方、その事業および評判の信用分析を行い、信用度と評判の双方を評価する。承認された取引相手方または発行体の信用リスクは以後継続的にモニターされ、必要に応じて財務書類および期中財務報告のレビューが定期的に行われる。

信用損失に対するエクスポージャーを軽減するため、トラストにより締結された店頭デリバティブ契約の中には、スポットの為替契約のみを扱う取引相手方を除き、かかる契約の下で生じる取引の差金決済を認めているものがある。かかる差金決済権によって資産および負債の報告額が相殺されることはないが、債務不履行または解約事象が生じた場合はその取引相手方との間の当該契約に基づく店頭契約がすべて解約されてその取引相手方との未収金額および未払金額が純額ベースで清算されるため、かかる契約によって単一の取引相手方との不利な店頭取引の価値の範囲内で、同一取引相手方との有利な店頭取引に係る信用リスクは軽減される。

債務証券には、発行体または保証人が元本および利息を支払う義務を果たすことができないリスク、ならびに金利感応度、発行体の信用度に関する市場の認識および一般的な市場の流動性などの要因による価格変動のリスクがある。

トラストは、保管会社もしくは副保管会社または受託会社の債務超過、管理、清算またはその他の債権者からの保全手続（すなわち倒産手続）に関連する多くのリスクに晒される。かかるリスクは以下を含むが、これらに限定されない。

- i. 保管会社もしくは副保管会社または受託会社で顧客資金として扱われていない、保管会社もしくは副保管会社または受託会社に保有するすべての現金（すなわち顧客資金）の喪失。
- ii. 保管会社もしくは副保管会社または受託会社が、トラストと合意した手続（もしあれば）に従って顧客資金として取り扱うことを怠ったすべての現金の喪失。
- iii. 保管会社側もしくは副保管会社または受託会社で適切に分別管理されておらず、またそのように認識されていなかったトラストの保有していた有価証券（すなわちトラスト資産）、または保管会社もしくは副保管会社または受託会社により保有されていた顧客資金の一部もしくはすべての喪失。
- iv. 保管会社もしくは副保管会社または受託会社による口座の不正運用、または、倒産処理経費に見合う減額を含む、関連するトラスト資産および／または顧客資金の認識および振替処理による一部もしくはすべての資産の喪失。
- v. 残高振替の受領および関連資産に対する支配の回復の長期の遅れによる損失。

支払不能状態が、トラストの投資活動に深刻な混乱を招く可能性がある。状況次第では、投資顧問会社はNAVの計算および受益証券の取引を一時的に停止する可能性がある。

2019年4月30日および2018年10月31日現在、以下の金融資産には信用リスクがあった。他のファンドへの投資、デリバティブ金融資産、現金および現金等価物ならびにその他の債権。金融資産の帳簿価額は、報告日現在の最大の信用リスクを最もよく反映している。

報告日現在の信用リスクに対する最大エクスポージャーの内訳は、以下のとおりである。

商品タイプ	2019年4月30日 米ドル	2018年10月31日 米ドル
現金および現金等価物	1,001	591
投資ファンド	240,053,584	242,199,976
未収配当金	148	—
先渡為替契約	30,058	16,073
投資売却未収金	323,501	836,020
受益証券販売未収金	2,272,714	486,388
費用払戻未収金	51,773	80,347
合計	242,732,779	243,619,395

下記の表は、信用リスクが買戻可能参加受益証券保有者に帰属する純資産の5%を超えて集中している取引相手方または発行体を記載している。

集中	役割	2019年4月30日 純資産比率（%）	2018年10月31日 純資産比率（%）
グローバル・サブオーディネイティド・デット・セキュリティーズ・サブ・トラスト、USD Accumulation Class	集団投資スキームの取引相手方	100.96	100.54

下記の表は、マスター・ファンドに関して5%を超える集中を記載している。

集中	2019年4月30日 マスター・ファンドの純資産比率（%）	2018年10月31日 マスター・ファンドの純資産比率（%）
BNP Paribas SA	5.09	— [△]

[△] 5%未満である。

トラストは、以下の発行体の信用リスクに対するエクスポージャーを有する。

	2019年4月30日 純資産の格付比率（%）	2018年10月31日 純資産の格付比率（%）
格付なし	101.03	100.54
その他の資産および負債	(1.03)	(0.54)
合計	100.00	100.00

2019年4月30日および2018年10月31日現在、マスター・ファンドの英国への一国集中は、それぞれ17.07%および16.55%であった。2019年4月30日および2018年10月31日現在、ユーロ圏への集中は、それぞれ48.11%および44.52%であった。

マスター・ファンドは、発行体の信用リスクに対するマスター・ファンドの純資産総額の比率として、以下のエクスポージャーを有していた。

有価証券格付（もしあれば）は、S&P／ムーディーズ・インベスターズ・サービス（無監査）によるものである。

	2019年4月30日	2018年10月31日
マスター・ファンドの純資産の格付比率（%）		
AA	0.28	0.23
A	5.81	7.90
BBB	79.73	78.86
BB	10.29	9.36
格付なし	1.10	2.59
その他の資産および負債	2.79	1.06
合計	100.00	100.00

上記の表は、トラストの投資対象の格付を示している。取引相手方および発行体は、それ自体が投資適格に格付けされているか、または格付けされていない場合は、関連会社のうちいずれかの企業がかかる格付を有しており、投資顧問会社の信用リスク管理およびアドバイザリー部門は、当該格付企業から取引相手方または発行体に対する強力な暗黙の支援があると考えている。副投資顧問会社のクレジット・ポリシーは万全であり、信用リスクに対するエクスポージャーは、継続的に監視される。

(d) 追加的リスク

追加的リスクは以下を含むが、それらに限定されない。

(i) 資本リスク管理

トラストの資本は、買戻可能参加受益証券の保有者に帰属する純資産に相当する。買戻可能参加受益証券の保有者に帰属する純資産額は、トラストが受益証券保有者の裁量に基づく日々の申込みおよび買戻しの対象となるため、日々大幅に変動することがある。資本管理におけるトラストの目的は、受益証券保有者にリターンを提供し他の関係者に利益を供与するため、およびトラストの投資活動の展開を支える確固たる資本基盤を維持するため、継続事業としてトラストが継続していく力を確保することである。

(ii) 集中リスク

トラストは、限定された数の投資対象および投資テーマに投資することがある。投資対象の数が限定されている結果、トラストの実績が、個々の投資の実績による有利または不利な影響をより大きく受けることがある。

(iii) オペレーショナル・リスク

オペレーショナル・リスクは、情報、通信、取引の処理手続および決済、ならびに会計処理システムの欠陥によって生じる潜在的損失である。注記7に記載されているトラストのサービス提供会社は、オペレーショナル・リスクの管理に役立てる目的で統制および手続を維持している。サービス提供会社のサービスレベルの見直しは、副投資顧問会社により定期的に行われる。これらの措置が100パーセント有効であるという保証はない。

(iv) 法律、税制および規制リスク

法律、税制および規制の変更により、トラストは、トラストの継続期間中にマイナスの影響を受ける可能性がある。

税金について、トラストは、トラストが投資する一部の税務管轄地においてキャピタル・ゲイン、利息および配当金に係る税金を課されることがある。

税務当局による税法の解釈および適用は、明確性や一貫性に欠けることがある。課税される可能性が高く、かつ見積可能な税金は、負債として計上されている。しかし、一部の税金は不確実であるため、当年度および過年度の税務ポジションを担当している税務当局が将来行う措置、解釈または判断によっては、税金負債の追加、利息および罰金が生じる可能性がある。会計基準が変わり、それに伴い、潜在的な税金負債に対してトラストの債務が発生または消滅する可能性もある。したがって、現在は発生する可能性が低い一定の潜在的な課税によって、将来トラストに追加の税金負債が生じる可能性があり、こうした追加負債は重大なものとなる可能性がある。前述の不確実性により、純資産価額はトラストの申込時、買戻時または持分交換時を含め、トラストが最終的に負担すべき税金負債を反映していない可能性があり、これはその時点において投資者に悪影響を及ぼす場合がある。

本財務書類に開示されていないリスクの詳細は、トラストの英文目論見書に記載されている。

12. 金融機関

2019年4月30日および2018年10月31日現在、すべての現金および現金等価物ならびにブローカー債権／債務は、信用格付けAまたはそれ以上の格付けを有する以下の金融機関で保有されていた。金融機関の格付けは、S&P／ムーディーズ・インベスターズ・サービス／フィッチ・レーティングから入手しており、それらは無監査である。

	2019年4月30日		2018年10月31日	
資産				
取引相手方	米ドル	純資産比率 (%)	米ドル	純資産比率 (%)
Brown Brothers Harriman & Co. (1)	—	—	591	0.00(3)
Brown Brothers Harriman & Co. (2)	1,001	0.00(3)	—	—
現金および現金等価物合計	1,001	0.00(3)	591	0.00(3)
負債				
銀行債務				
Brown Brothers Harriman & Co.	2,037	0.00(3)	65,046	0.03
銀行債務合計	2,037	0.00(3)	65,046	0.03

(1) 制限なし—保管会社現金勘定

(2) 定期預金

(3) 0.005%未満四捨五入した実際の数値を反映している。

13. 為替レート

米ドル以外の通貨建ての投資ならびにその他の資産および負債の換算には、以下の為替レート（対米ドル）が使用された。

	2019年4月30日	2018年10月31日
豪ドル（AUD）	1.42015	1.41093
ユーロ（EUR）	0.89586	0.88257
英ポンド（GBP）	0.77307	0.78263

14. ソフト・コミッション

トラストは、履行についてのみ、および／または履行および投資調査についてコミッションを支払うことがある。2019年4月30日終了期間および2018年10月31日終了年度について、トラストは、いかなる第三者とも上記以外のソフト・コミッション契約の締結はなかった。

15. 偶発債務

2019年4月30日および2018年10月31日現在、偶発債務はなかった。

16. 後発事象

英文目論見書の記載にあるように、英ポンドクラス（毎月分配型）は、2019年10月15日付で償還する予定である。

2019年4月30日より後に、トラストに影響を及ぼすその他の重大な事象はなかった。

17. 補償

トラストは、さまざまな補償を含む契約を締結する場合がある。当該契約に基づくトラストの最大エクスポージャーは不明である。しかし、トラストでは当該契約による請求または損失が過去に発生したことはない。

[次へ](#)

(2) 投資有価証券明細表等

みずほ GS ハイブリッド証券ファンド

投資有価証券明細表（無監査）

2019年4月30日現在

保有高 ／口数	銘柄	評価額 (米ドル)	純資産比率 (%)
投資ファンド*			
米ドル			
1,495,891	グローバル・サブオーディネイティド・デット・ セキュリティーズ・サブ・トラスト、USD Accumulation Class	239,896,083	100.96
157,501	ゴールドマン・サックス・ファンズ・ピーエルシー ーUS\$リキッド・リザーブズ・ファンド、Institutional Class, 2.55%	157,501	0.07
投資ファンド合計		240,053,584	101.03

トレーディング目的で保有する先渡為替契約

満期日 (日/月/年)	購入 通貨	購入額	売却 通貨	売却額	取引相手方	未実現損失 (米ドル)	純資産比率 (%)
07/05/2019	USD	1,065,326	AUD	1,513,650	Australia and New Zealand Banking Group Ltd	(699)	(0.00)
トレーディング目的で保有する先渡為替契約に係る未実現損失合計						(699)	(0.00)

受益証券クラスのヘッジ目的で保有する先渡為替契約

満期日 (日/月/年)	購入 通貨	購入額	売却 通貨	売却額	取引相手方	未実現利益 (米ドル)	純資産比率 (%)
03/07/2019	USD	138,959	AUD	196,097	Deutsche Bank AG	659	0.00
03/07/2019	USD	249,754	AUD	348,618	JPMorgan Chase & Co	3,888	0.00
03/07/2019	USD	815,541	AUD	1,156,076	Australia and New Zealand Banking Group Ltd	208	0.00
03/07/2019	USD	1,331,799	AUD	1,854,000	Bank of America NA	24,249	0.01
10/07/2019	USD	74,147	EUR	65,086	Royal Bank of Scotland PLC	1,054	0.00
受益証券クラスのヘッジ目的で保有する先渡為替契約に係る未実現利益合計						30,058	0.01

満期日 (日/月/年)	購入 通貨	購入額	売却 通貨	売却額	取引相手方	未実現損失 (米ドル)	純資産比率 (%)
03/07/2019	AUD	1,178,000	USD	840,490	Merrill Lynch	(9,695)	(0.00)
03/07/2019	AUD	2,157,000	USD	1,540,672	Royal Bank of Scotland PLC	(19,429)	(0.01)
03/07/2019	AUD	89,083,006	USD	63,646,245	JPMorgan Chase & Co	(819,661)	(0.34)
03/07/2019	AUD	90,596,656	USD	64,719,467	Australia and New Zealand Banking Group Ltd	(825,369)	(0.35)
10/07/2019	EUR	5,854,056	USD	6,671,335	Merrill Lynch	(97,149)	(0.04)
10/07/2019	EUR	5,854,056	USD	6,670,809	JPMorgan Chase & Co	(96,623)	(0.04)
08/07/2019	GBP	275,799	USD	366,575	Bank of America NA	(8,545)	(0.01)
08/07/2019	GBP	284,000	USD	376,797	Citibank NA	(8,121)	(0.00)
受益証券クラスのヘッジ目的で保有する先渡為替契約に係る未実現損失合計						(1,884,592)	(0.79)

投資合計	評価額 (米ドル)	純資産比率 (%)
投資ファンド合計	240,053,584	101.03
トレーディング目的で保有する先渡為替契約に係る未実現損失合計	(699)	(0.00)
受益証券クラスのヘッジ目的で保有する先渡為替契約に係る未実現利益合計	30,058	0.01
受益証券クラスのヘッジ目的で保有する先渡為替契約に係る未実現損失合計	(1,884,592)	(0.79)
その他の資産および負債	(601,639)	(0.25)
買戻可能参加受益証券保有者に帰属する純資産	237,596,712	100.00

* 関係ファンド。

通貨略称

AUD 豪ドル

EUR ユーロ

GBP 英ポンド

USD 米ドル

添付の注記は、本財務書類と不可分なものである。

みずほ GS ハイブリッド証券ファンド

投資有価証券明細表

2018年10月31日現在

保有高 ／口数	銘柄	評価額 (米ドル)	純資産比率 (%)
投資ファンド*			
米ドル			
1,622,128	グローバル・サブオーディネイティド・デット・ セキュリティーズ・サブ・トラスト、USD Accumulation Class	242,199,912	100.54
64	ゴールドマン・サックス・ファンズ・ピーエルシー －US\$リキッド・リザーブズ・ファンド、Institutional Class, 2.22%	64	0.00
投資ファンド合計		242,199,976	100.54

トレーディング目的で保有する先渡為替契約

満期日 (日/月/年)	購入 通貨	購入額	売却 通貨	売却額	取引相手方	未実現利益 (米ドル)	純資産比率 (%)
01/11/2018	USD	58,956	AUD	83,095	Royal Bank of Scotland PLC	62	0.00
02/11/2018	USD	232,273	AUD	326,433	Bank of America NA	913	0.00
トレーディング目的で保有する先渡為替契約に係る未実現利益合計						975	0.00

受益証券クラスのヘッジ目的で保有する先渡為替契約

満期日 (日/月/年)	購入 通貨	購入額	売却 通貨	売却額	取引相手方	未実現利益 (米ドル)	純資産比率 (%)
01/11/2018	USD	3,983	GBP	3,028	Citibank NA	114	0.00
01/11/2018	USD	11,515	GBP	9,000	HSBC Bank PLC	15	0.00
01/11/2018	USD	366,606	GBP	284,087	Australia and New Zealand Banking Group Ltd	3,614	0.00
01/11/2018	USD	366,633	GBP	284,087	Standard Chartered Bank	3,641	0.01
21/11/2018	USD	77,325	EUR	65,810	Royal Bank of Canada	2,648	0.00
21/11/2018	USD	211,588	EUR	182,000	Bank of America NA	5,066	0.00
受益証券クラスのヘッジ目的で保有する先渡為替契約に係る未実現利益合計						15,098	0.01

満期日 (日/月/年)	購入 通貨	購入額	売却 通貨	売却額	取引相手方	未実現損失 (米ドル)	純資産比率 (%)
16/01/2019	AUD	91,621,498	USD	65,328,236	HSBC Bank PLC	(332,178)	(0.14)
16/01/2019	AUD	91,621,498	USD	65,332,175	Australia and New Zealand Banking Group Ltd	(336,117)	(0.14)
21/11/2018	EUR	5,919,045	USD	6,917,583	Citibank NA	(200,966)	(0.08)
21/11/2018	EUR	6,038,000	USD	7,057,069	Merrill Lynch	(205,469)	(0.09)
01/11/2018	GBP	287,201	USD	372,914	Bank of America NA	(5,942)	(0.00)
01/11/2018	GBP	293,000	USD	380,531	HSBC Bank PLC	(6,150)	(0.01)
17/01/2019	GBP	279,000	USD	361,527	Standard Chartered Bank	(3,533)	(0.00)
17/01/2019	GBP	284,087	USD	368,084	Australia and New Zealand Banking Group Ltd	(3,563)	(0.00)
16/01/2019	USD	509,025	AUD	718,224	Citibank NA	(481)	(0.00)
受益証券クラスのヘッジ目的で保有する先渡為替契約に係る未実現損失合計						(1,094,399)	(0.46)

投資合計	評価額 (米ドル)	純資産比率 (%)
投資ファンド合計	242,199,976	100.54
受益証券クラスのヘッジ目的で保有する先渡為替契約に係る未実現利益合計	15,098	0.01
トレーディング目的で保有する先渡為替契約に係る未実現利益合計	975	0.00
受益証券クラスのヘッジ目的で保有する先渡為替契約に係る未実現損失合計	(1,094,399)	(0.46)
その他の資産および負債	(220,543)	(0.09)
買戻可能参加受益証券保有者に帰属する純資産	240,901,107	100.00

* 関係ファンド。

通貨略称

AUD 豪ドル

EUR ユーロ

GBP 英ポンド

USD 米ドル

添付の注記は、本財務書類と不可分なものである。

[次へ](#)

4 管理会社の概況

（１）資本金の額

2019年５月末日現在

払込済資本金の額 682,400米ドル（約7,463万円）

発行済株式総数 682,400株

管理会社の設立（2010年３月10日）後の資本金の増減は以下のとおりである。

2010年３月10日	582,400米ドル
2011年１月28日	682,400米ドル

（２）事業の内容及び営業の状況

管理会社の目的には、ケイマン諸島の会社法（改訂済）により禁止されている事項の他は、制限がない。

管理会社が投資信託の運営を行うにあたり、制限は存在しない。

管理会社は、2019年５月末日現在、以下の投資信託の管理・運用を行っている。

国別（設立国）	種類別（基本的性格）	本数	純資産価格の合計（通貨別）
ケイマン諸島	契約型投資信託（アンブレラ・ファンドのサブ・ファンドを含む。）	2	735,652,724米ドル

（３）その他

本書提出前６か月以内において、管理会社に重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はない。

[次へ](#)

5 管理会社の経理の概況

- a. 管理会社の直近2事業年度の日本文の財務書類は、国際財務報告基準に準拠して作成された財務書類の原文を翻訳したものである（ただし、円換算部分を除く。）。これは「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第131条第5項ただし書の規定の適用によるものである。
- b. 管理会社の原文の財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいう。）であるケーピーエムジー ケイマン諸島から監査証明に相当すると認められる証明を受けており、当該監査証明に相当すると認められる証明に係る監査報告書に相当するもの（訳文を含む。）が当該財務書類に添付されている。
- c. 管理会社の原文の財務書類は米ドルで表示されている。日本文の財務書類には、主要な事項について2019年5月31日現在における株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1米ドル＝109.36円）で換算された円換算額が併記されている。なお、千円未満の金額は四捨五入されている。円換算額は、四捨五入のため合計欄の数値が総数と一致しない場合がある。

[次へ](#)

（１）資産及び負債の状況

シーエス（ケイマン）リミテッド

貸借対照表

2018年12月31日現在

（米ドルで表示）

		2018年		2017年	
	注記	米ドル	千円	米ドル	千円
資産					
親会社に対する債権	4	682,400	74,627	682,400	74,627
資産合計		682,400	74,627	682,400	74,627
株主資本					
株式資本	6	682,400	74,627	682,400	74,627
株主資本合計		682,400	74,627	682,400	74,627

財務書類に対する注記を参照のこと。

2019年6月14日付で、取締役会を代表して承認された。

ディーアナ・デリック（DEANNA DERRIC）取締役ジェームズ・ファーガソン（JAMES FERGUSON）取締役

（２）損益の状況

シーエス（ケイマン）リミテッド
包括利益計算書
2018年12月31日終了年度
(米ドルで表示)

		2018年		2017年	
	注記	米ドル	千円	米ドル	千円
収益					
管理報酬	4	159,150	17,405	182,650	19,975
費用					
専門家報酬		79,725	8,719	91,945	10,055
管理事務代行報酬		73,593	8,048	84,873	9,282
監査報酬		5,832	638	5,832	638
		159,150	17,405	182,650	19,975
包括利益合計		0	0	0	0

財務書類に対する注記を参照のこと。

シーエス（ケイマン）リミテッド**財務書類に対する注記**

2018年12月31日終了年度

（米ドルで表示）

1．設立および主たる事業活動

シーエス（ケイマン）リミテッド（以下「当社」という。）は、ケイマン諸島の会社法に基づき一般事業会社として2010年3月10日に設立された。当社はまた、ケイマン諸島の証券投資業法に基づき、免除者として登録された。当社は、ケイマン諸島の会社法に基づき設立された会社であるインタートラスト・エス・ピー・ヴィー（ケイマン）リミテッド（以下「親会社」という。）の完全所有子会社である。2013年12月31日に終了した年度中、親会社は、インタートラスト・トラスティーズ（ケイマン）リミテッドからインタートラスト・エス・ピー・ヴィー（ケイマン）リミテッドに変更された。

当社の登記上の事務所の所在地は、ケイマン諸島 KY 1-9005、グランド・ケイマン、ジョージ・タウン、エルジン・アベニュー190である。当社には、直接の従業員はいない。

当社は、主として日本で公募されている投資信託の管理会社として従事している。

2．作成の基礎**遵守の表明**

本財務書類は、国際会計基準審議会（以下「IASB」という。）によって公表された国際財務報告基準（以下「IFRS」という。）に準拠して作成されている。

公表された一定の新基準、既存の基準に対する修正および解釈は、2018年12月31日に終了した年度における当社の財務書類についてまだ効力を生じておらず、また、本財務書類を作成するに当たり適用も早期採用も行われていない。経営陣は新基準を評価し、当社の財務書類に重大な影響を及ぼすことはない予想している。

測定的基础

本財務書類は、取得原価主義および継続企業の前提に基づき作成されている。

機能通貨および表示通貨

本財務書類は、当社の機能通貨である米ドル（USD）で表示されている。

財務書類

2018年12月31日に終了した年度についての株主資本変動計算書およびキャッシュ・フロー計算書は、株主資本の変動はなく、また当社が現金および現金等価物を有していないため、表示されていない。これらの計算書が、他の有用な情報を提供するものではないと経営陣が判断していることから、表示されていない。

3. 重要な会計方針

以下に記載されている会計方針が一貫して適用され、当社が採用する重要な会計方針は以下のとおりである。

(a) 金融商品

(i) 分類

金融資産とは、現金、現金または他の金融資産を受取る契約上の権利、もしくは潜在的に有利な条件で金融商品を交換する契約上の権利、または他の企業の持分金融商品のいずれかの資産をいう。償却原価として分類される当社の金融資産は、親会社に対する債権からなる。

金融負債とは、現金または他の金融資産を引渡す契約上の義務、または潜在的に不利な条件で他の企業と金融商品を交換する契約上の義務のいずれかの負債をいう。当社は金融負債を有していない。

(ii) 認識および測定

当社は、金融資産および金融負債を金融商品の契約条項の当事者となった日付に認識する。金融商品は、当初、公正価値に取引に直接起因する取引費用を加算して測定される。

償却原価として分類される金融資産は、その後、実効金利法を用いて、減損損失（もしあれば）を控除して測定される。

(iii) 認識の中止

金融資産は、売却または譲渡された時点および当社が当該資産を構成するいずれかの権利を喪失した時点で、認識を中止される。金融負債は、金融負債が消滅した時点で認識を中止される。

(b) 重要な会計方針の変更

IASBは、IFRSに対する複数の改訂を公表しており、これは当社の当会計期間に初めて適用される。

(i) IFRS第15号は、収益が認識されるかどうか、またいつ、どれだけの収益が認識されるかを決定するための包括的な枠組みを確立している。当社に関して、IAS第18号「収益」および関連する解釈を置き換えた。IFRS第15号に基づく収益は、顧客が提供されるサービスの支配を獲得した時点で認識される。当社はIFRS第15号の要件の評価を行い、収益の認識方法は既にIFRS第15号に整合していると判断したため、遡及的な変更、未決済取引の調整または収益の認識の変更を必要としない。

(ii) IFRS第9号は、金融資産および金融負債の認識および測定についての要件を規定しており、IAS第39号金融商品「認識および測定」の置き換えを行った。

IFRS第9号では、金融資産について、以下の3つの主要な分類カテゴリーが含まれる。償却原価で測定するもの、その他の包括利益を通じて公正価値で測定するもの、および損益を通じて公正価値で測定するものである。金融資産の分類は、一般に、金融資産が管理されるビジネスモデルおよび契約上のキャッシュ・フローの特性に基づく。経営陣は、IFRS第9号の要件を評価し、当社が保有する唯一の金融資産である親会社に対する債権残高に及ぼす影響はないと結論づけた。

以下の表は、当社の2018年1月1日現在の金融資産の各クラスについて、IAS第39号に基づく当初の分類とIFRS第9号に基づく新たな分類を表している。

金融資産	IAS第39号 当初の分類	IFRS第9号 新たな分類	IAS第39号 当初の簿価	IFRS第9号 新たな簿価
			2018年1月1日現在残高	
親会社に対する債権	貸付金および債権	償却原価	682,400	682,400

4. 収益

商品およびサービスの性質

当社では、信託管理を行うサービスラインを1つ設けている。

収益の内訳

以下の表において、収益は主要な製品／サービスラインと収益認識のタイミングによって分類されている。

主要な製品／ サービスライン	2018年	2017年	契約の種類	移行時期
連続固定報酬	159,150	182,650	固定報酬	徐々に

5. 金融商品

2018年12月31日現在、当社は親会社に対する関係会社債権682,400米ドル(2017年：682,400米ドル)を有していた。親会社に対する債権残高は無担保、無利息で要求に応じて返済される。親会社に対する債権の簿価は、それが要求払いであるため公正価値に近似する。

6. 株式資本

	2018年	2017年
授権資本：		
1株当たり1.00米ドルの普通株式2,000,000株		
発行済株式：		
普通株式682,400株	682,400	682,400

2013年5月1日付で、当社の発行済普通株式のすべてがインタートラスト・トラスティーズ（ケイマン）リミテッドからインタートラスト・エス・ピー・ヴィー（ケイマン）リミテッドに譲渡された。当社の最終的な実質株主の変更はなかった。

7. 財務リスクの管理

本注記は、各リスクに対する当社のエクスポージャー、リスクの測定および管理に対する当社の目的、方針および手順、ならびに当社の資本管理についての情報を記載している。取締役会は、当社の財務リスクの管理体制の確立と監視について全体的な責任を負う。

当社は、金融商品を用いることから生じる信用リスクについてエクスポージャーを有する。信用リスクは、取引相手方が契約義務の履行を怠った場合の当社に対する金融損失リスクである。関連当事者の債権とは、親会社に対する債権である。経営陣は、かかる関係の結果生じる金融損失を見込んではいない。流動性リスクとは、期日に、当社が財務上の支払債務を履行することができないリスクである。当社は、いかなる流動性リスクにも晒されていない。当社は、金融資産および金融負債が無利息であるため、金利リスクに晒されていない。当社は通貨リスクに晒されていない。

8. 資本リスクの管理

当社は、当社が継続企業として確実に存続できるように資本の管理を行っている。

当社の資本は発行済株式資本からなる。当社は日本証券業協会により最低5,000万円の純資産（または日本銀行の公式為替レート使用で同等額の米ドル）を維持することが要求される。当社は、2018年12月31日に終了した年度（69,782,186円または488,950米ドル）および2017年12月31日に終了した年度（77,042,925円または442,870米ドル）で当該要件に従った。

[次へ](#)

CS (CAYMAN) LIMITED**Balance Sheet****As at December 31, 2018***(stated in United States dollars)*

	Note	2018	2017
Assets			
Due from Parent	4	682,400	682,400
Total Assets	US\$	682,400	682,400
Shareholder's Equity			
Share capital	5	682,400	682,400
Total shareholder's equity	US\$	682,400	682,400

See accompanying notes to the financial statements.

Approved on behalf of the Board of Directors on June 14, 2019

DEANNA DERRICK

_____, Director

JAMES FERGUSON

_____, Director

CS (CAYMAN) LIMITED
Statement of Comprehensive Income

Year ended December 31, 2018
(stated in United States dollars)

	Note	2018	2017
Revenue			
Management fees	4	<u>159,150</u>	<u>182,650</u>
Expenses			
Professional fees		79,725	91,945
Administration fees		73,593	84,873
Audit fees		<u>5,832</u>	<u>5,832</u>
		<u>159,150</u>	<u>182,650</u>
Total comprehensive income	US\$	<u><u>0</u></u>	<u><u>0</u></u>

See accompanying notes to the financial statements.

CS (CAYMAN) LIMITED

Notes to Financial Statements

Year ended December 31, 2018

(stated in United States dollars)

1. INCORPORATION AND PRINCIPAL ACTIVITIES

CS (Cayman) Limited (the "Company") was incorporated as an ordinary company on March 10, 2010 under The Companies Law of the Cayman Islands. The Company is also registered under the Securities Investment Business Law of the Cayman Islands as an excluded person. The Company is a wholly owned subsidiary of Intertrust SPV (Cayman) Limited (the "Parent"), a company incorporated under the Companies Law of the Cayman Islands. During the year ended December 31, 2013, the Parent changed from Intertrust Trustees (Cayman) Limited to Intertrust SPV (Cayman) Limited.

The address of the Company's registered office is 190 Elgin Avenue, George Town, Grand Cayman, KY1-9005, Cayman Islands. The Company has no direct employees.

The Company primarily acts as a manager for trusts being offered publicly in Japan.

2. BASIS OF PREPARATION

Statement of compliance

These financial statements are prepared in accordance with International Financial Reporting Standards ("IFRS") as issued by the International Accounting Standards Board ("IASB").

Certain new standards, amendments and interpretations to existing standards issued to date are not yet effective for the financial statements of the Company for the year ended December 31, 2018, and have neither been applied nor early adopted in preparing these financial statements. Management have assessed these new standards and does not expect any material impact on the Company's financial statements.

Basis of measurement

These financial statements are prepared on the historical cost and going concern basis.

Functional and presentation currency

The financial statements are presented in United States dollars (USD), which is the Company's functional currency.

Financial Statements

Statements of changes in shareholder's equity and cash flows for the year ended December 31, 2018 have not been presented as there were no movements in shareholder's equity and the Company held no cash and cash equivalents. These statements are not presented, as management believes they would not provide additional useful information.

CS (CAYMAN) LIMITED

Notes to Financial Statements (continued)

Year ended December 31, 2018
(stated in United States dollars)

3. SIGNIFICANT ACCOUNTING POLICIES

The accounting policies set out below have been applied consistently and the significant accounting policies adopted by the Company are as follows:

(a) Financial instruments

(i) Classification

A financial asset is any asset that is cash, a contractual right to receive cash or another financial asset or to exchange financial instruments under conditions that are potentially favourable, or an equity instrument of another enterprise. The Company's financial asset, which is classified as amortised cost, comprise amounts due from Parent.

A financial liability is any liability that is a contractual obligation to deliver cash or another financial asset or to exchange financial instruments with another enterprise under conditions that are potentially unfavourable. The Company holds no financial liabilities.

(ii) Recognition and Measurement

The Company recognises financial assets and liabilities on the date it becomes a party to the contractual provisions of the instrument. Financial instruments are measured initially at fair value plus any direct attributable transaction costs.

Financial assets classified as amortised cost are subsequently measured using the effective interest rate method, less impairment losses, if any.

(iii) Derecognition

A financial asset is derecognised when it is sold or transferred and the Company loses control over any rights that comprise that asset. A financial liability is derecognised when it is extinguished.

(b) Changes in significant accounting policies

The IASB has issued a number of amendments to IFRSs that are first effective for the current accounting period of the Company.

- (i) IFRS 15 established a comprehensive framework for determining whether, how much and when revenue is recognized. For the Company it replaced IAS 18 Revenue and related interpretations. Under IFRS 15 revenue is recognized when a customer obtains control of the services provided, and the Company has made an assessment of the requirements of IFRS 15 and concluded that the manner in which revenue is recognised is already aligned with IFRS 15 and thus no retrospective changes, opening transition adjustments or changes in revenue recognition are required.

CS (CAYMAN) LIMITED

Notes to Financial Statements (continued)

Year ended December 31, 2018
(stated in United States dollars)

3. SIGNIFICANT ACCOUNTING POLICIES (CONTINUED)

(b) Changes in Significant accounting policies (continued)

- (II) IFRS 9 sets out requirements for recognizing and measuring financial assets and financial liabilities, and replaces IAS 39 Financial Instruments: Recognition and Measurement.

IFRS 9 contains three principal classification categories for financial assets: measure at amortised cost, fair value through other comprehensive income, and fair value through profit and loss. The classification of financial assets is generally based on the business model in which financial asset is managed and its contractual cash flow characteristics. Management has made an assessment of the requirements of IFRS 9 and concluded that it does not impact the due from Parent balance which is the only financial asset held by the Company.

The table below sets out the original classification under IAS 39 and the new classification under IFRS 9 for each class of the Company's financial assets as at January 1, 2018.

Financial Assets	Original classification under IAS 39	New classification under IFRS 9	Original carrying amount under IAS 39	New Carrying amount under IFRS 9
Balances as at 1 January 2018				
Due from Parent	Loans and receivables	Amortised Cost	582,400	582,400

4. REVENUE

Nature of goods and services

The Company has one service line which is managing trusts.

Disaggregation of revenue

In the following table, revenue is disaggregated by major products/service lines and timing of revenue recognition.

Major products/Service lines	2018	2017	Type of contract	Timing of transfer
Recurring fixed fees	159,150	182,650	Fixed fee	Over time

5. FINANCIAL INSTRUMENTS

At 31 December 2018, the Company had intercompany receivables amounting to US\$682,400 (2017: US\$682,400) due from the Parent. The Due from Parent balance is unsecured, interest free and repayable on demand. The carrying value of the amount due from parent approximates fair value as this is due on demand.

CS (CAYMAN) LIMITED

Notes to Financial Statements (continued)

Year ended December 31, 2018
(stated in United States dollars)

6. SHARE CAPITAL

	2018	2017
<u>Authorised:</u>		
2,000,000 common shares of \$1.00 each		
<u>Issued:</u>		
682,400 common shares	682,400	682,400

On May 1, 2013, the total issued common shares of the Company were transferred from Intertrust Trustees (Cayman) Limited to Intertrust SPV (Cayman) Limited. There was no change in the ultimate beneficial owner of the Company.

7. FINANCIAL RISK MANAGEMENT

This note presents information about the Company's exposure to each risk, the Company's objectives, policies and processes for measuring and managing risk, and the Company's management of capital. The Board of Directors has overall responsibility for the establishment and oversight of the Company's financial risk management framework.

The Company has exposure to credit risk from its use of financial instruments. Credit risk is the risk of financial loss to the Company if a counterparty fails to meet its contractual obligations. Amounts due from related parties are due from the Parent. Management does not expect any financial losses as a result of this relationship. Liquidity risk is the risk that the Company will not be able to meet its financial obligations as they fall due. The Company is not exposed to any liquidity risk. The Company is not exposed to interest rate risk as it has no interest bearing financial assets or liabilities. The Company is not exposed to currency risk.

8. CAPITAL RISK MANAGEMENT

The Company manages its capital to ensure that the Company will be able to continue as a going concern.

The capital structure of the Company consists of issued share capital. The Company is required by the Japan Securities Dealer Association to maintain a minimum net worth of ¥50,000,000 (or its US dollar equivalent using the Bank of Japan's official exchange rate). The Company was in compliance with this requirement during the year ended December 31, 2018 (¥69,782,186 or US\$488,950) and December 31, 2017 (¥77,042,925 or US\$442,870).

(2) その他の訂正

(注) _____の部分は訂正箇所を示します。

第一部 証券情報

(5) 申込手数料

<訂正前>

日本国内における取得申込みについては、申込金額の3.24%（税抜3.00%）を上限として日本における販売会社（以下に定義する。）の裁量により決定される。

<訂正後>

日本国内における取得申込みについては、申込金額の3.24%（税抜3.00%）を上限として日本における販売会社（以下に定義する。）の裁量により決定される。

※消費税率が10%になった場合は、上限3.30%（税抜3.00%）となる。

(7) 申込期間

<訂正前>

2019年5月1日（水曜日）から2020年4月30日（木曜日）まで

<訂正後>

2019年5月1日（水曜日）から2020年4月30日（木曜日）まで

（英ポンドクラス（毎月分配型）受益証券は、2019年10月8日をもって募集を停止する。）

第二部 ファンド情報

第1 ファンドの状況

1 ファンドの性格

（1）ファンドの目的及び基本的性格

① ファンドの目的、信託金の限度額および基本的性格

<訂正前>

（前略）

トラストは、2019年4月26日現在、米ドルクラス（毎月分配型）（USD Distribution Class）、米ドルクラス（無分配型）（USD Accumulation Class）、豪ドルクラス（毎月分配型）（AUD Distribution Class）、豪ドルクラス（無分配型）（AUD Accumulation Class）、ユーロクラス（毎月分配型）（EUR Distribution Class）および英ポンドクラス（毎月分配型）（GBP Distribution Class）で構成される。米ドルクラス（毎月分配型）受益証券および米ドルクラス（無分配型）受益証券（以下「**米ドルクラス受益証券**」と総称する。）は米ドル建て、豪ドルクラス（毎月分配型）受益証券および豪ドルクラス（無分配型）受益証券（以下「**豪ドルクラス受益証券**」と総称する。）については豪ドル建て、ユーロクラス（毎月分配型）受益証券はユーロ建て、英ポンドクラス（毎月分配型）受益証券は英ポンド建てとする。米ドル、豪ドル、ユーロおよび英ポンドを、個別にまたは総称して「**クラス通貨**」という。また、豪ドルクラス受益証券、ユーロクラス（毎月分配型）受益証券および英ポンドクラス（毎月分配型）受益証券を、個別にまたは総称して「**為替取引付クラス受益証券**」、為替取引付クラス受益証券に関連して、豪ドル、ユーロおよび英ポンドを、個別にまたは総称して「**クラス参照通貨**」ということがある。各クラスのクラス通貨は、米ドルクラス受益証券については米ドルとし、豪ドルクラス受益証券については豪ドルとし、ユーロクラス（毎月分配型）受益証券についてはユーロとし、英ポンドクラス（毎月分配型）受益証券については英ポンドとする。

（後略）

<訂正後>

（前略）

トラストは、2019年7月31日現在、米ドルクラス（毎月分配型）（USD Distribution Class）、米ドルクラス（無分配型）（USD Accumulation Class）、豪ドルクラス（毎月分配型）（AUD Distribution Class）、豪ドルクラス（無分配型）（AUD Accumulation Class）、ユーロクラス（毎月分配型）（EUR Distribution Class）および英ポンドクラス（毎月分配型）（GBP Distribution Class）で構成される。米ドルクラス（毎月分配型）受益証券および米ドルクラス（無分配型）受益証券（以下「**米ドルクラス受益証券**」と総称する。）は米ドル建て、豪ドルクラス（毎月分配型）受益証券および豪ドルクラス（無分配型）受益証券（以下「**豪ドルクラス受益証券**」と総称する。）については豪ドル建て、ユーロクラス（毎月分配型）受益証券はユーロ建て、英ポンドクラス（毎月分配型）受益証券は英ポンド建てとする。米ドル、豪ドル、ユーロおよび英ポンドを、個別にまたは総称して「**クラス通貨**」という。また、豪ドルクラス受益証券、ユーロクラス（毎月分配型）受益証券および英ポンドクラス（毎月分配型）受益証券を、個別にまたは総称して「**為替取引付クラス受益証券**」、為替取引付クラス受益証券に関連して、豪ドル、ユーロおよび英ポンドを、個別にまたは総称して「**クラス参照通貨**」ということがある。各クラスのクラス通貨は、米ドルクラス受益証券については米ドルとし、豪ドルクラス受益証券については豪ドルとし、ユーロクラス（毎月分配型）受益証券についてはユーロとし、英ポンドクラス（毎月分配型）受益証券については英ポンドとする。

（後略）

3 投資リスク

(3) リスクに関する参考情報

以下のとおり更新されます。

下記は過去の実績であり、将来の成果を保証するものではありません。

ファンドの年間騰落率および 分配金再投資1口当たり純資産価格の推移



- 年間騰落率は各月末における直近1年間の騰落率を表示したものです。

ファンドと他の代表的な資産クラス との騰落率の比較

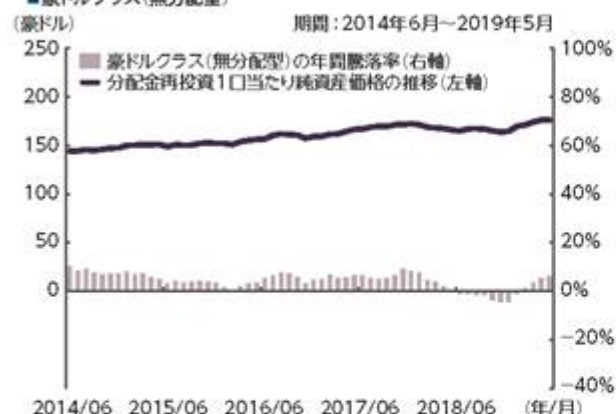


- グラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。
- すべての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。
- 上記のグラフは、過去5年間の各月末における直近1年間の騰落率の平均値・最大値・最小値を表示したものです。ファンドにはベンチマークはありません。

下記は過去の実績であり、将来の成果を保証するものではありません。

ファンドの年間騰落率および 分配金再投資1口当たり純資産価格の推移

■豪ドルクラス(無分配型)



■ユーロクラス(毎月分配型)



■英ポンドクラス(毎月分配型)



- 年間騰落率は各月末における直近1年間の騰落率を表示したものです。

ファンドと他の代表的な資産クラス との騰落率の比較



- グラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。
- すべての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。
- 上記のグラフは、過去5年間の各月末における直近1年間の騰落率の平均値・最大値・最小値を表示したものです。ファンドにはベンチマークはありません。

●各資産クラスの指数

日本株:東証株価指数(TOPIX) (配当込み)

先進国株:MSCI コクサイ・インデックス (配当込み、円ベース)

新興国株:MSCI エマージング・マーケット・インデックス (配当込み、円ベース)

日本国債:NOMURA-BPI 国債

先進国債:FTSE世界国債インデックス (除く日本、円ベース)

新興国債:JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ダイバーシファイド (円ベース)

※海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円ベースの指数を採用しております。

ファンドの分配金再投資1口当たり純資産価格および年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した1口当たり純資産価格および当該1口当たり純資産価格の年間騰落率が記載されており、実際の1口当たり純資産価格および実際の1口当たり純資産価格に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

4 手数料等及び税金

（１）申込手数料

<訂正前>

（前略）

② 日本国内における申込手数料

日本における申込手数料は、申込金額の3.24%（税抜3.00%）を上限として日本における販売会社の裁量により決定されるものとする。

（注１）管理会社および日本における販売会社が申込手数料について別途合意する場合には、それに従うものとし、上記と異なる取扱いをすることができる。

（後略）

<訂正後>

（前略）

② 日本国内における申込手数料

日本における申込手数料は、申込金額の3.24%（税抜3.00%）を上限として日本における販売会社の裁量により決定されるものとする。

※消費税率が10%になった場合は、上限3.30%（税抜3.00%）となる。

（注１）管理会社および日本における販売会社が申込手数料について別途合意する場合には、それに従うものとし、上記と異なる取扱いをすることができる。

（後略）

（５）課税上の取扱い

<訂正前>

（前略）

(A) 日本

2019年4月26日現在、日本の受益者に対する課税については、以下のような取扱いとなる。

（中略）

Ⅲ 2019年4月26日現在では、トラストは、税法上、公募外国株式投資信託として取り扱われる。ただし、将来における税務当局の判断によりこれと異なる取扱いがなされる可能性もある。

（後略）

<訂正後>

（前略）

(A) 日本

2019年7月31日現在、日本の受益者に対する課税については、以下のような取扱いとなる。

（中略）

Ⅲ 2019年7月31日現在では、トラストは、税法上、公募外国株式投資信託として取り扱われる。ただし、将来における税務当局の判断によりこれと異なる取扱いがなされる可能性もある。

（後略）

5 運用状況

（２）投資資産

以下のとおり更新されます。

① 投資有価証券の主要銘柄

＜トラストの投資有価証券の主要銘柄＞

（2019年５月末日現在）

順位	銘柄	発行地	種類	数量	簿価 （米ドル）		時価 （米ドル）		投資比率 （％）
					金額	単価	金額	単価	
1	GLOBAL SUB DEB SECS SUB TRUST	ケイマン諸島	投資信託	1,509,508.895	223,964,386.72	148.369	242,668,649.96	160.760	101.84
2	GOLDMAN SACHS US\$ LIQ RS I	アイルランド	投資信託	289,980.000	289,980.00	1.000	289,980.00	1.000	0.12

（注）上記投資比率とはトラストの純資産価額に対する当該資産の時価の比率をいう。

＜マスター・ファンドの投資有価証券の主要銘柄＞

マスター・ファンドであるグローバル・サブオーディネイティド・デット・セキュリティーズ・サブ・トラスト（Global Subordinated Debt Securities Sub-Trust）の投資有価証券の主要銘柄は次のとおりである。

（2019年5月末日現在）

順位	銘柄	発行地	種類	数量	簿価 (米ドル)		時価 (米ドル)		利率 (債券の 場合)	償還期限 (債券の場合)	投資比率 (%)
					金額	単価	金額	単価			
1	CREDIT AGRICOL 4.375% 03/17/25	フランス	社債	13,525,000.000	13,806,104.78	1.021	13,947,007.05	1.031	4.3750	2025年3月17日	2.67
2	ABN AMRO BANK NV V/R 03/27/28	オランダ	社債	12,000,000.000	12,181,666.86	1.015	12,250,164.00	1.021	4.4000	2028年3月27日	2.35
3	BNP PARIB 2.875% 10/01/26/EUR/	フランス	社債	8,800,000.000	9,920,117.33	1.127	10,765,471.28	1.223	2.8750	2026年10月1日	2.06
4	BPCE SA 5.7% 10/22/23	フランス	社債	8,800,000.000	9,038,507.12	1.027	9,517,235.20	1.082	5.7000	2023年10月22日	1.82
5	BANCO SANT 3.25% 04/04/26/EUR/	スペイン	社債	7,700,000.000	8,578,082.83	1.114	9,326,259.97	1.211	3.2500	2026年4月4日	1.79
6	BARCLAYS PLC 5.2% 05/12/26	イギリス	社債	8,800,000.000	9,094,078.89	1.033	9,049,075.20	1.028	5.2000	2026年5月12日	1.73
7	ROYAL BK SCOTLND G 6% 12/19/23	イギリス	社債	8,200,000.000	8,780,532.79	1.071	8,746,472.60	1.067	6.0000	2023年12月19日	1.68
8	BNP PARIBAS 4.375% 05/12/26	フランス	社債	8,350,000.000	8,636,288.58	1.034	8,570,832.45	1.026	4.3750	2026年5月12日	1.64
9	BANK OF AMERIC 4.183% 11/25/27	米国	社債	8,250,000.000	8,250,000.00	1.000	8,528,734.50	1.034	4.1830	2027年11月25日	1.63
10	SOCIETE GENERAL 4.25% 08/19/26	フランス	社債	8,400,000.000	8,543,338.98	1.017	8,445,528.00	1.005	4.2500	2026年8月19日	1.62
11	JPMORGAN CHASE 4.25% 10/01/27	米国	社債	7,350,000.000	7,451,457.99	1.014	7,758,645.30	1.056	4.2500	2027年10月1日	1.49
12	ASSICURAZION V/R 10/27/47/EUR/	イタリア	社債	6,350,000.000	7,702,384.84	1.213	7,734,612.17	1.218	5.5000	2047年10月27日	1.48
13	RL FINANCE B V/R 11/30/43/GBP/	イギリス	社債	5,500,000.000	9,260,304.22	1.684	7,680,731.83	1.396	6.1250	2043年11月30日	1.47
14	BPCE SA 4.5% 03/15/25	フランス	社債	7,450,000.000	7,669,902.53	1.030	7,662,235.60	1.028	4.5000	2025年3月15日	1.47
15	COOPERATIEVE RA 3.75% 07/21/26	オランダ	社債	7,600,000.000	7,505,617.18	0.988	7,596,238.00	1.000	3.7500	2026年7月21日	1.46
16	MORGAN STANLEY 3.125% 07/27/26	米国	社債	7,300,000.000	7,262,930.86	0.995	7,258,236.70	0.994	3.1250	2026年7月27日	1.39
17	CLOVERIE PLC ZURI V/R 06/24/46	アイルランド	社債	6,300,000.000	6,855,016.54	1.088	6,700,824.90	1.064	7.9948	2046年6月24日	1.28
18	BELFIUS B 3.125% 05/11/26/EUR/	ベルギー	社債	5,400,000.000	6,065,373.12	1.123	6,542,979.23	1.212	3.1250	2026年5月11日	1.25
19	MORGAN STANLEY 3.95% 04/23/27	米国	社債	6,300,000.000	6,281,608.16	0.997	6,430,769.10	1.021	3.9500	2027年4月23日	1.23
20	ABN AMRO BANK N 4.75% 07/28/25	オランダ	社債	5,800,000.000	5,902,365.09	1.018	6,120,809.60	1.055	4.7500	2025年7月28日	1.17
21	SOCIETE GENERAL 4.25% 04/14/25	フランス	社債	5,900,000.000	5,925,654.04	1.004	5,963,360.10	1.011	4.2500	2025年4月14日	1.14
22	PRUDENTIAL FINANC V/R 06/15/43	米国	社債	5,650,000.000	5,923,431.44	1.048	5,917,685.70	1.047	5.6250	2043年6月15日	1.13

順位	銘柄	発行地	種類	数量	簿価 (米ドル)		時価 (米ドル)		利率 (債券の 場合)	償還期限 (債券の場合)	投資比 率(%)
					金額	単価	金額	単価			
23	AXA SA V/R 07/06/47/EUR/	フランス	社債	4,900,000.000	5,472,604.97	1.117	5,898,286.76	1.204	3.3750	2047年7月6日	1.13
24	AVIVA PLC V/R 12/04/45/EUR/	イギリス	社債	5,000,000.000	5,165,147.90	1.033	5,764,682.88	1.153	3.3750	2045年12月4日	1.11
25	NIPPON LIFE INSUR V/R 10/16/44	日本	社債	5,300,000.000	5,602,760.62	1.057	5,611,984.50	1.059	5.1000	2044年10月16日	1.08
26	CITIGROUP INC 4.4% 06/10/25	米国	社債	5,125,000.000	5,114,012.70	0.998	5,372,214.63	1.048	4.4000	2025年6月10日	1.03
27	AXA SA V/R /PERP//EUR/	フランス	社債	4,400,000.000	5,948,084.88	1.352	5,243,741.43	1.192	3.8750	2167年10月8日	1.01
28	ING GROEP NV V/R 04/11/28/EUR/	オランダ	社債	4,400,000.000	5,034,413.81	1.144	5,237,700.76	1.190	3.0000	2028年4月11日	1.00
29	WESTPAC BANKING C V/R 11/23/31	オーストラリア	社債	5,100,000.000	5,124,680.11	1.005	5,207,400.90	1.021	1.5571	2031年11月23日	1.00
30	BANCO BILBA 3.5% 02/10/27/EUR/	スペイン	社債	4,200,000.000	5,047,183.39	1.202	5,142,423.17	1.224	3.5000	2027年2月10日	0.99

(注) 上記投資比率とはマスター・ファンドの純資産価額に対する当該資産の時価の比率をいう。

② 投資不動産物件

2019年5月末日現在、該当なし。

③ その他投資資産の主要なもの

2019年5月末日現在、該当なし。

第2 管理及び運営

1 申込（販売）手続等

(2) 日本における販売

<訂正前>

（前略）

日本国内における取得申込みについては、申込金額の3.24%（税抜3.00%）を上限として販売会社の裁量により決定される。

投資家は、ファンド証券の保管を日本における販売会社に委託した場合、申込金額および申込手数料の支払と引換えに、取引残高報告書または他の通知書を日本における販売会社から受領する。申込金額および申込手数料の支払は、円貨または各クラスのクラス通貨によるものとする。

（中略）

本書で募集される受益証券は、2019年4月26日現在、日本における販売会社を通じてのみ日本の投資家に対して販売される予定である。本書で募集される受益証券は、米国人以外の者に対してのみ販売される。受益証券は、米国人に対し販売されず、米国またはその領土もしくは属領で販売されることはない。また、受益証券は、米国人に対し譲渡することや、米国人の利益を計る目的で保有することとは許されていない。

（後略）

<訂正後>

（前略）

日本国内における取得申込みについては、申込金額の3.24%（税抜3.00%）を上限として販売会社の裁量により決定される。

※消費税率が10%になった場合は、上限3.30%（税抜3.00%）となる。

投資家は、ファンド証券の保管を日本における販売会社に委託した場合、申込金額および申込手数料の支払と引換えに、取引残高報告書または他の通知書を日本における販売会社から受領する。申込金額および申込手数料の支払は、円貨または各クラスのクラス通貨によるものとする。

（中略）

本書で募集される受益証券は、2019年7月31日現在、日本における販売会社を通じてのみ日本の投資家に対して販売される予定である。本書で募集される受益証券は、米国人以外の者に対してのみ販売される。受益証券は、米国人に対し販売されず、米国またはその領土もしくは属領で販売されることはない。また、受益証券は、米国人に対し譲渡することや、米国人の利益を計る目的で保有することとは許されていない。

（後略）

独立監査人の監査報告書

取締役各位

監査意見

我々は、2018年12月31日現在の貸借対照表、同日に終了した年度の包括利益計算書ならびに重要な会計方針およびその他の説明情報からなる注記で構成されるシーエス（ケイマン）リミテッド（以下「会社」という。）の財務書類について監査を行った。

我々は、添付の財務書類が、国際財務報告基準（以下「IFRS」という。）に準拠して、会社の2018年12月31日現在の財政状態および同日に終了した年度の財務実績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

意見の根拠

我々は、国際監査基準（以下「ISAs」という。）に準拠して監査を行った。当該基準の下での我々の責任については、「財務書類の監査に関する監査人の責任」の項において詳述されている。我々は、ケイマン諸島の財務書類における我々の監査に関連した倫理要件と共に国際会計士倫理基準審議会の職業会計士の倫理規程（以下「IESBA規程」という。）に従って会社から独立した立場にあり、我々は、当該要件およびIESBA規程に従って他の倫理的な義務も果たしている。我々は、我々が入手した監査証拠が監査意見表明のための基礎を得るのに十分かつ適切であると判断している。

配布または利用制限

当報告書は、監査契約書の条項に従って、取締役が規制上の報告義務を果たすため、会社の取締役に対してのみ作成されており、それ以外の目的はない。我々はいかなる他の目的においても責任または義務を負わず、また当報告書を提示されるか、当報告書を手にすることになる他の人物に対しても責務を負わない。

財務書類に関する経営陣および統治責任者の責任

経営陣は、IFRSに準拠した財務書類の作成および適正表示、ならびに不正または誤謬のいずれに起因するかを問わず、重要な虚偽表示がない財務書類を作成するために必要であると経営陣が決定する内部統制に関して責任を負う。

財務書類の作成において、経営陣は、会社が継続企業として存続する能力を評価し、それが適用される場合には、経営陣が会社の清算または運営の中止を意図している、もしくは現実的にそれ以外の選択肢がない場合を除き、継続企業の前提に関する事象を適宜開示し、継続企業の会計基準を使用する責任を負う。

統治責任者は、会社の財務報告プロセスを監視する責任を負う。

財務書類の監査に関する監査人の責任

我々の目的は、不正または誤謬のいずれに起因するかを問わず、財務書類に全体として重要な虚偽表示がないかどうかにつき合理的な保証を得ること、および監査意見を含む報告書を発行することである。合理的な保証は高度な水準の保証ではあるが、ISAsに準拠して行われる監査が、重要な虚偽表示を常に発見することを保証するものではない。虚偽表示は不正または誤謬により生じることがあり、単独でまたは全体として、当該財務書類に基づく利用者の経済的意思決定に影響を及ぼすことが合理的に予想される場合に、重要とみなされる。

ISAsに準拠した監査の一環として、監査中、我々は専門的判断を下し、職業的懐疑心を保っている。また、以下も実行する。

- ・ 不正または誤謬のいずれに起因するかを問わず、財務書類の重要な虚偽表示のリスクを認識および評価し、それらのリスクに対応する監査手続を策定および実行し、我々の意見表明のための基礎として十分かつ適切な監査証拠を得る。不正による重要な虚偽表示は共謀、偽造、意図的な削除、不正表示または内部統制の無効化によることがあるため、誤謬による重要な虚偽表示に比べて、見逃すリスクはより高い。
- ・ 会社の内部統制の有効性についての意見を表明するためではなく、状況に適した監査手続を策定するために、監査に関する内部統制についての知識を得る。
- ・ 使用される会計方針の適切性ならびに経営陣が行った会計上の見積りおよび関連する開示の合理性を評価する。
- ・ 経営陣が継続企業の前提の会計基準を採用した適切性および、入手した監査証拠に基づき、会社が継続企業として存続する能力に重大な疑義を生じさせる可能性のある事象または状況に関連する重要な不確実性の有無について結論を下す。重要な不確実性が存在するという結論に達した場合、我々は、当監査報告書において、財務書類における関連する開示に対して注意喚起し、当該開示が不十分であった場合は、監査意見を修正する義務がある。我々の結論は、当監査報告書の日付までに入手した監査証拠に基づく。しかし、将来の事象または状況が、会社が継続企業として存続しなくなる原因となることがある。
- ・ 開示を含む財務書類の全体的な表示、構成および内容について、また、財務書類が、適正表示を実現する方法で対象となる取引および事象を表しているかについて評価する。

我々は統治責任者に、特に、計画した監査の範囲および実施時期、ならびに我々が監査中に特定した内部統制における重大な不備を含む重大な監査所見に関して報告する。

ケーピーエムジー
ケイマン諸島
2019年6月14日

[次へ](#)

Independent Auditors' Report to the Directors

Opinion

We have audited the financial statements of CS (Cayman) Limited (the "Company"), which comprise the balance sheet as at December 31, 2018, the statement of comprehensive income for the year then ended, and notes, comprising significant accounting policies and other explanatory information.

In our opinion, the accompanying financial statements present fairly, in all material respects, the financial position of the Company as at December 31, 2018, and its financial performance for the year then ended in accordance with International Financial Reporting Standards ("IFRS").

Basis for Opinion

We conducted our audit in accordance with International Standards on Auditing (ISAs). Our responsibilities under those standards are further described in the Auditors' Responsibilities for the Audit of the Financial Statements section of our report. We are independent of the Company in accordance with International Ethics Standards Board for Accountants Code of Ethics for Professional Accountants (IESBA Code) together with the ethical requirements that are relevant to our audit of the financial statements in the Cayman Islands and we have fulfilled our other ethical responsibilities in accordance with these requirements and the IESBA Code. We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion.

Restrictions on Distribution or Use

This report is prepared for and only for the Directors of the Company in order for them to discharge their regulatory reporting duty, in accordance with the terms of the engagement letter and for no other purpose. We do not accept or assume any liability or duty of care for any other purpose or to any other person to whom this report is shown or into whose hands it may come.

Responsibilities of Management and Those Charged with Governance for the Financial Statements

Management is responsible for the preparation and fair presentation of the financial statements in accordance with IFRS, and for such internal control as management determines is necessary to enable the preparation of financial statements that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

In preparing the financial statements, management is responsible for assessing the Company's ability to continue as a going concern, disclosing, as applicable, matters related to going concern and using the going concern basis of accounting unless management either intends to liquidate the Company or to cease operations, or has no realistic alternative but to do so.

Those charged with governance are responsible for overseeing the Company's financial reporting process.

Auditors' Responsibilities for the Audit of the Financial Statements

Our objectives are to obtain reasonable assurance about whether the financial statements as a whole are free from material misstatement, whether due to fraud or error, and to issue an auditors' report that includes our opinion. Reasonable assurance is a high level of assurance, but is not a guarantee that an audit conducted in accordance with ISAs will always detect a material misstatement when it exists. Misstatements can arise from fraud or error and are considered material if, individually or in the aggregate, they could reasonably be expected to influence the economic decisions of users taken on the basis of these financial statements.

As part of an audit in accordance with ISAs, we exercise professional judgment and maintain professional skepticism throughout the audit. We also:

- Identify and assess the risks of material misstatement of the financial statements, whether due to fraud or error, design and perform audit procedures responsive to those risks, and obtain audit evidence that is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion. The risk of not detecting a material misstatement resulting from fraud is higher than for one resulting from error, as fraud may involve collusion, forgery, intentional omissions, misrepresentations, or the override of internal control.
- Obtain an understanding of internal control relevant to the audit in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the Company's internal control.
- Evaluate the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates and related disclosures made by management.
- Conclude on the appropriateness of management's use of the going concern basis of accounting and, based on the audit evidence obtained, whether a material uncertainty exists related to events or conditions that may cast significant doubt on the Company's ability to continue as a going concern. If we conclude that a material uncertainty exists, we are required to draw attention in our auditors' report to the related disclosures in the financial statements or, if such disclosures are inadequate, to modify our opinion. Our conclusions are based on the audit evidence obtained up to the date of our auditors' report. However, future events or conditions may cause the Company to cease to continue as a going concern.
- Evaluate the overall presentation, structure and content of the financial statements, including the disclosures, and whether the financial statements represent the underlying transactions and events in a manner that achieves fair presentation.

We communicate with those charged with governance regarding, among other matters, the planned scope and timing of the audit and significant audit findings, including any significant deficiencies in internal control that we identify during our audit.

KPMG

Cayman Islands

June 14, 2019

（※）上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は本書提出代理人が別途保管している。